

第3期 朝日町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～11年度

令和7年3月
朝 日 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 子どもを取り巻く現状	4
1 人口動態	4
2 施設等の状況	13
3 人口推計	14
4 ニーズ調査結果	16
5 本町の現状からみる課題	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本理念	38
2 基本方針	39
3 子ども・子育て支援計画の体系図	40
第4章 朝日町の子ども・子育て支援	41
1 「子ども」を応援	41
2 「子育て」を応援	47
3 「地域ぐるみ」で応援	57
第5章 提供区域における実施計画	64
1 教育・保育提供区域	64
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	65
3 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保	66
4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	70
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	80
6 教育・保育の一体的提供の推進	81
第6章 計画の推進及び評価	82
1 計画の推進	82
2 計画の評価	83
資料	84
1 朝日町子ども・子育て会議について	84
2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化の進行に対応するため、様々な取組が進められています。近年では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって子育てに対する不安感が高まっており、子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。平成 24 年 8 月には、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、「子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指すため、平成 29 年 6 月には「子育て安心プラン」の公表、令和元年 5 月には幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正、令和 2 年 12 月には「新子育て安心プラン」が発表されました。

令和 5 年 4 月には、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えることを目的とした「こどもまんなか社会」の実現のため、「こども家庭庁」が設置されるとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。令和 5 年は、そのほかにも、「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定されるなど、子育て支援対策は加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

令和 6 年 12 月には、「新子育て安心プラン」の後継となる「保育政策の新たな方向性」が示され、令和 7 年度から令和 10 年度末を見据えた保育政策として、「1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「2. すべてのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」「3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」という 3 つの柱を軸に推進するとしています。

朝日町では、平成 22 年 3 月、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「朝日町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を、また、平成 27 年 3 月に「朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらに、令和 2 年 3 月に「第 2 期朝日町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 2 期計画」という。）」を策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち～一人ひとりが光輝くあさひっこ～」を基本理念とし、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

このたび、「第 2 期計画」が令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることに伴い、社会環境の変化や朝日町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和 7 年度から令和 11 年度

までの5年間を計画期間とした「第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「朝日町次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぐ計画を一体的に策定するものです。

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は、時限立法だったところ延長され令和7年3月までとなっていました。次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、再度延長され令和17年3月までとなっています。本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画期間中の年度ごとに進捗評価を行い、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合には、計画の中間年度(令和9年度)を目安に計画の見直しを検討します。

《計画期間》

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第1期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画														
					第2期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画					第3期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画				
												↑ 見直し		

4 計画の対象

この計画は、町内すべての子どもとその家族、地域住民、行政及び企業・団体等を対象とします。

また、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満 18 歳未満の児童となっていますが、この計画の主な対象は、義務教育終了前までの児童としています。

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

朝日町子ども・子育て支援事業計画の策定は、関係機関代表者、各種団体の代表者、学識経験者、町民の代表であるサービス利用者の参画による、「朝日町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の推進など、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、子育ての状況、教育や保育、子育て支援の今後の見込みや要望・意見等を把握するために、町内の就学前児童の保護者 123 件、小学生の保護者 146 件を対象に、令和 6 年 2 月から 3 月にかけてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

「朝日町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和 7 年 2 月に町のホームページで公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

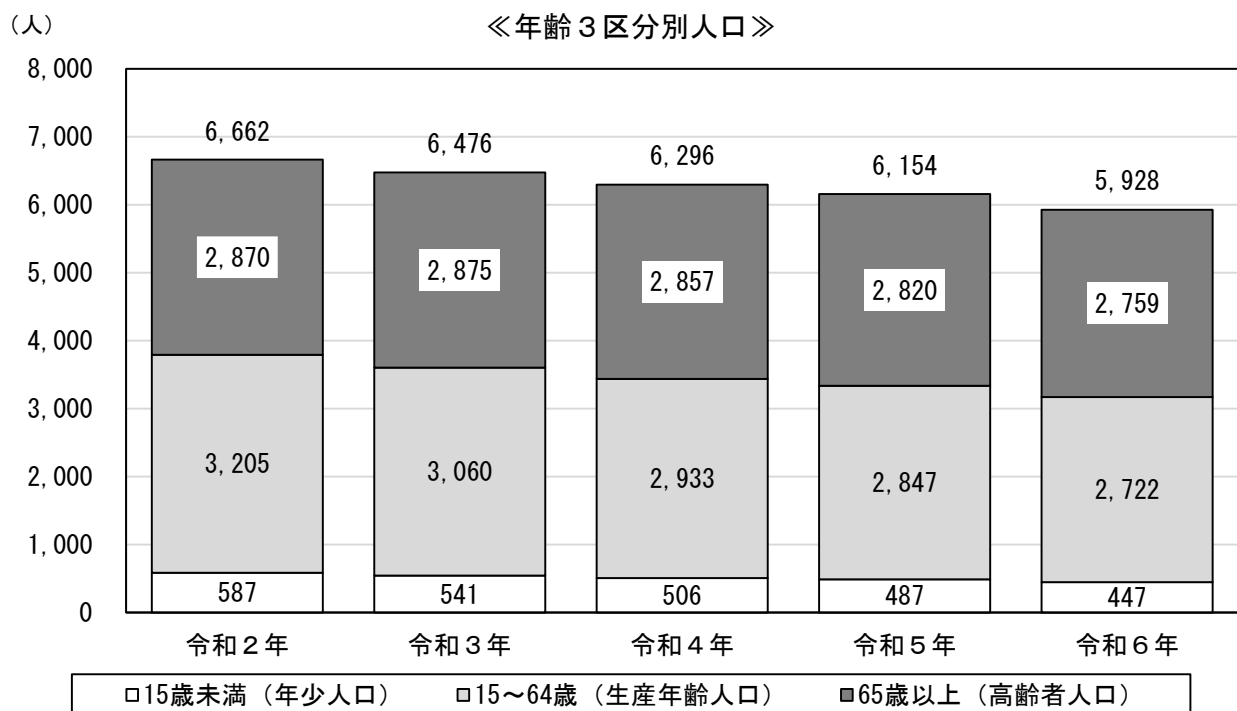
第2章 子どもを取り巻く現状

1 人口動態

(1) 人口推移

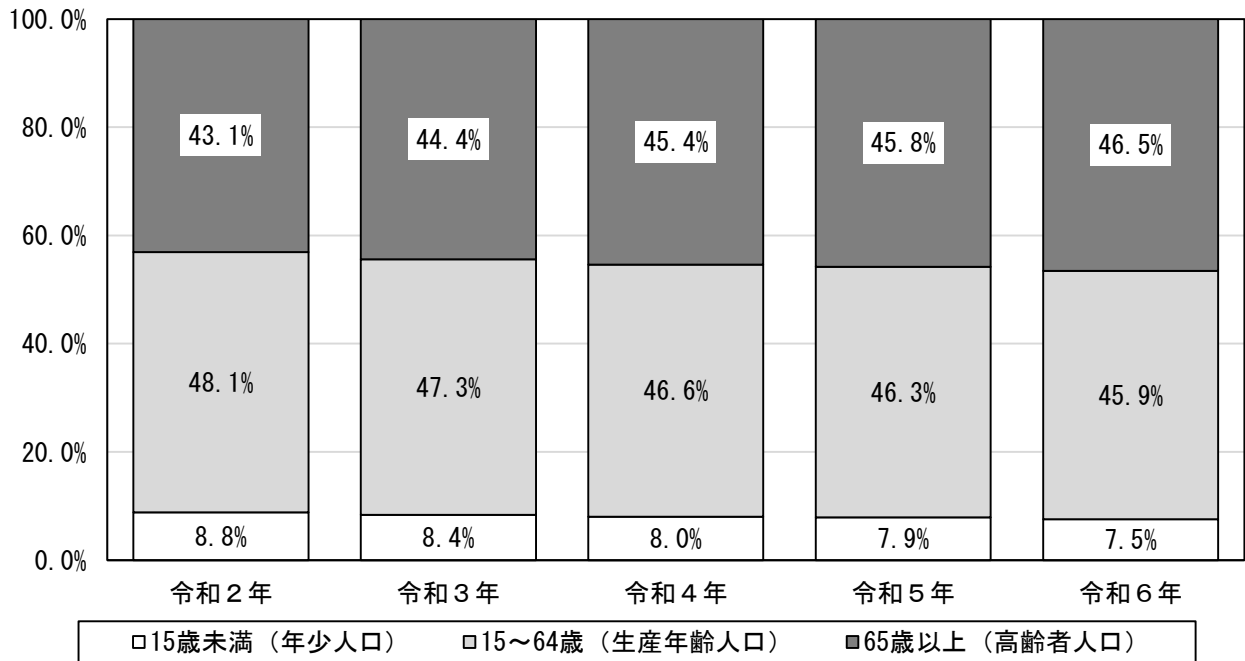
本町の人口は減少傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、5,928人となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともにおおむね減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。令和6年3月31日現在では、年少人口割合7.5%、生産年齢人口割合45.9%、高齢者人口割合46.5%となっています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

《年齢3区分別人口割合》



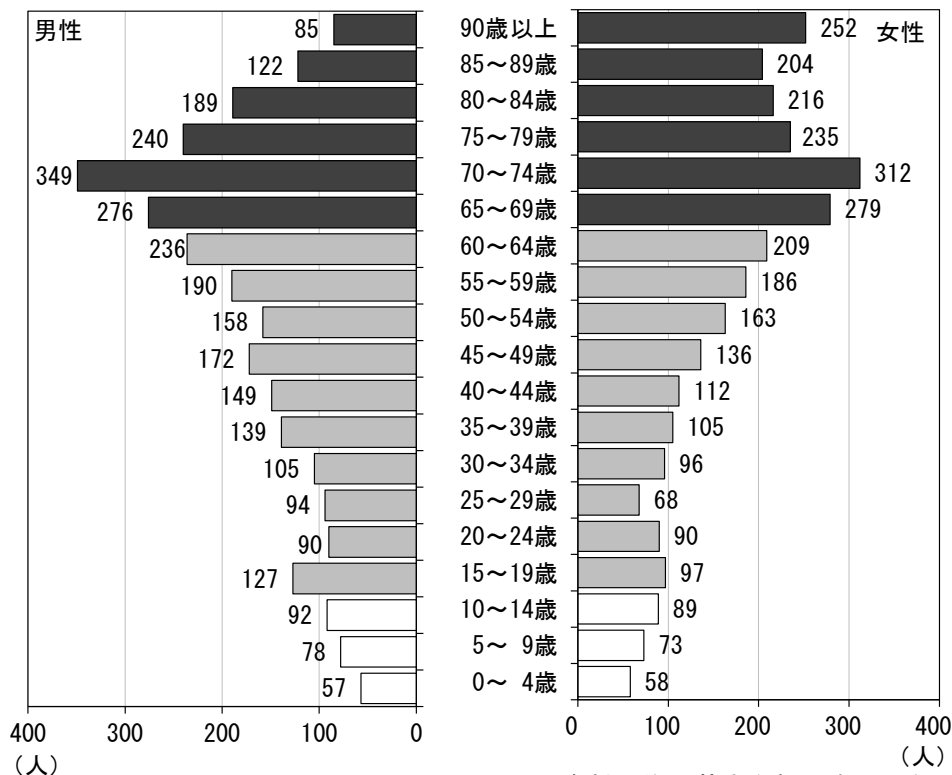
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

（2）人口ピラミッド

令和6年3月31日の本町の総人口は、5,928人（男性：2,948人、女性：2,980人）となっています。年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年期の人口が多く、男女ともに70～74歳を中心にふくらみがみられます。

また、0歳から4歳の人口構成が最も少なく、60歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっており、将来の人口減少、少子高齢化が加速する人口構成となっています。

《人口ピラミッド》



資料：住民基本台帳 令和6年3月31日現在

(3) 児童人口

0～11 歳の児童人口の推移をみると、総人口と同様に減少傾向で推移し、令和2年に437人であった児童数が、令和6年には334人となり、103人の減少となっています。

《児童人口》

(単位：人)

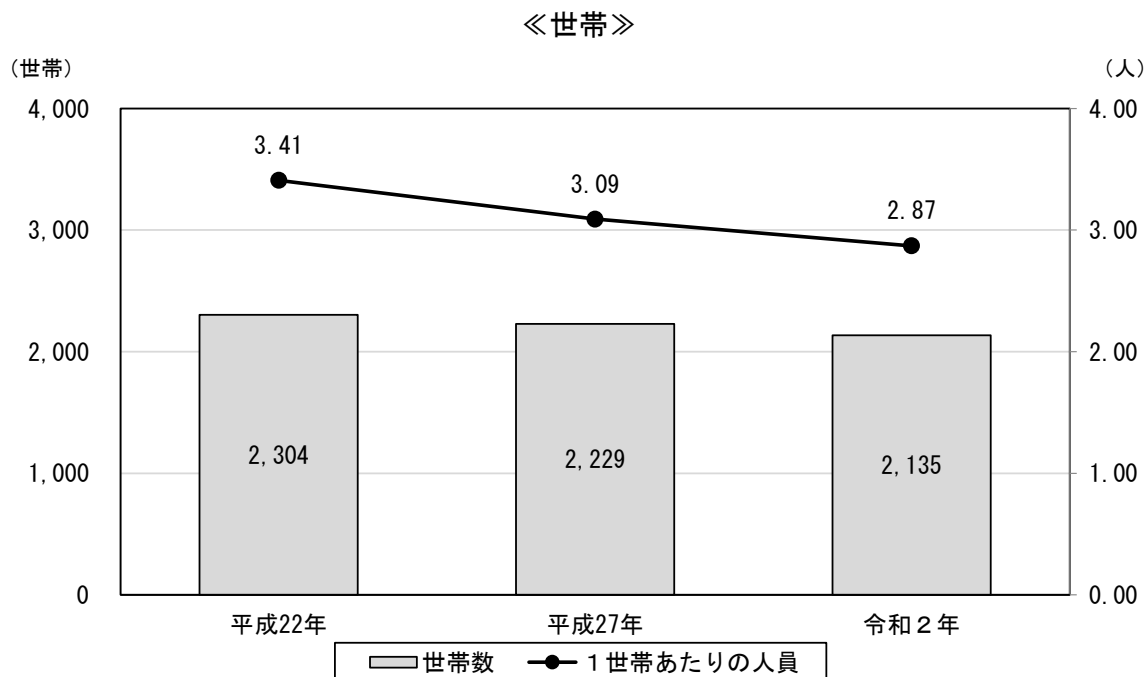
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	31	12	27	20	17
1歳	32	31	13	30	21
2歳	29	29	29	16	30
3歳	30	30	28	30	16
4歳	32	27	29	28	31
5歳	39	30	27	31	29
6歳	34	37	28	28	30
7歳	40	33	37	28	27
8歳	44	39	31	38	27
9歳	37	43	39	31	38
10歳	34	36	43	39	30
11歳	55	34	36	43	38
合計	437	381	367	362	334

資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は平成 22 年から令和 2 年の 10 年で 169 世帯減少し、令和 2 年の世帯数は 2,135 世帯となっています。また、1 世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和 2 年では、2.87 人となっています。

児童のいる世帯でみると、6 歳未満親族のいる世帯、18 歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移し、令和 2 年では、6 歳未満親族のいる世帯で 120 世帯、18 歳未満親族のいる世帯で 390 世帯となっています。



《児童のいる世帯》

(単位：世帯・人)

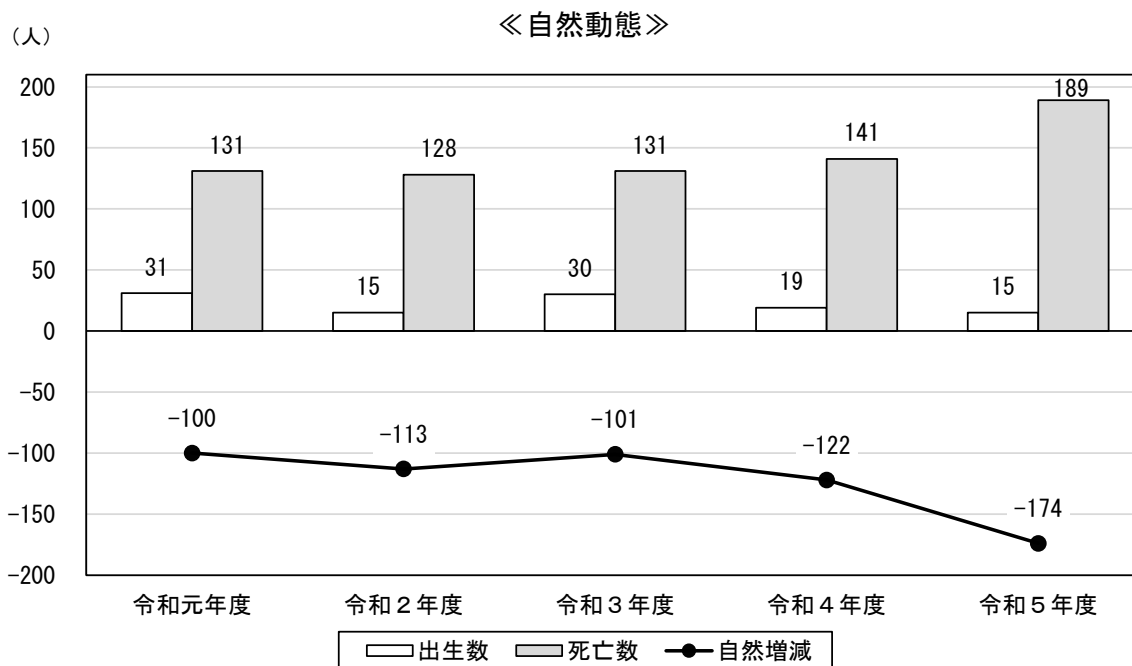
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
6 歳未満親族のいる世帯			
世帯数	203	164	120
世帯人員	1,166	921	668
6 歳未満の親族人員	286	220	170
18 歳未満親族のいる世帯			
世帯数	585	487	390
世帯人員	3,151	2,536	2,011
6 歳未満の親族人員	1,056	869	706

資料：国勢調査

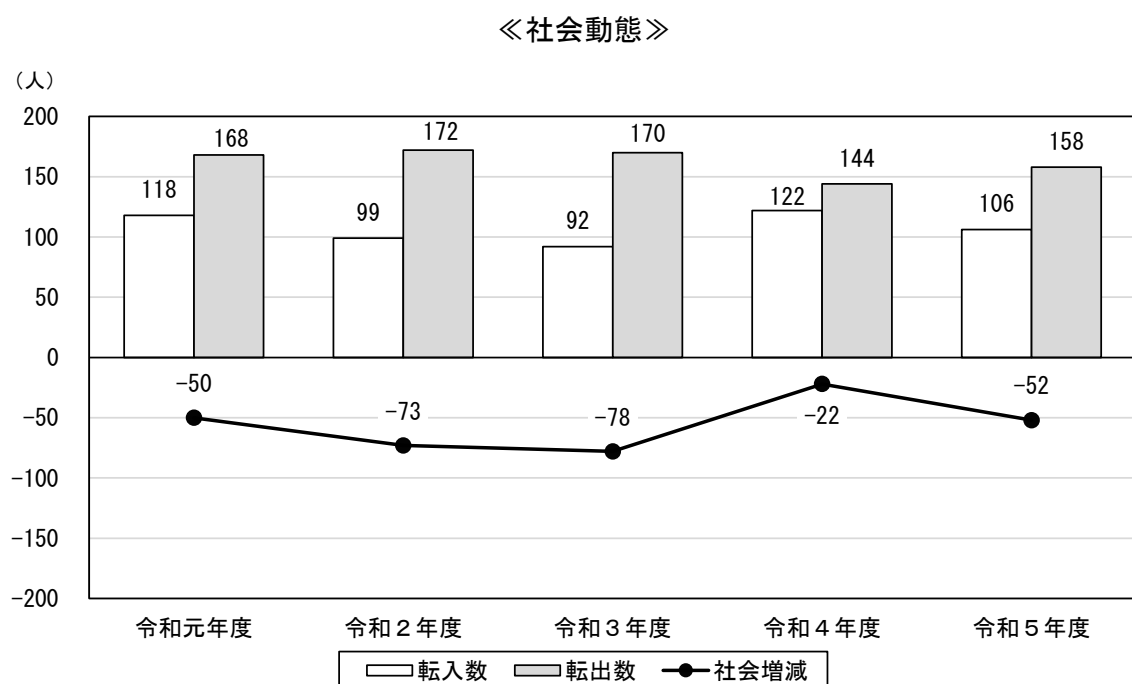
(5) 自然動態・社会動態

自然動態をみると、出生数はおおむね減少傾向で推移し令和5年度は15人、死亡数はおおむね増加傾向で推移し令和5年度は189人となっており、常に死亡数が出生数を上回り、令和5年度の自然増減は-174人となっています。

社会動態をみると、転入数はおおむね100人前後で推移し令和5年度は106人、転出数はおおむね160人前後で推移し令和5年度は158人となっており、常に転出数が転入数を上回り、令和5年度の社会増減は、-52人となっています。



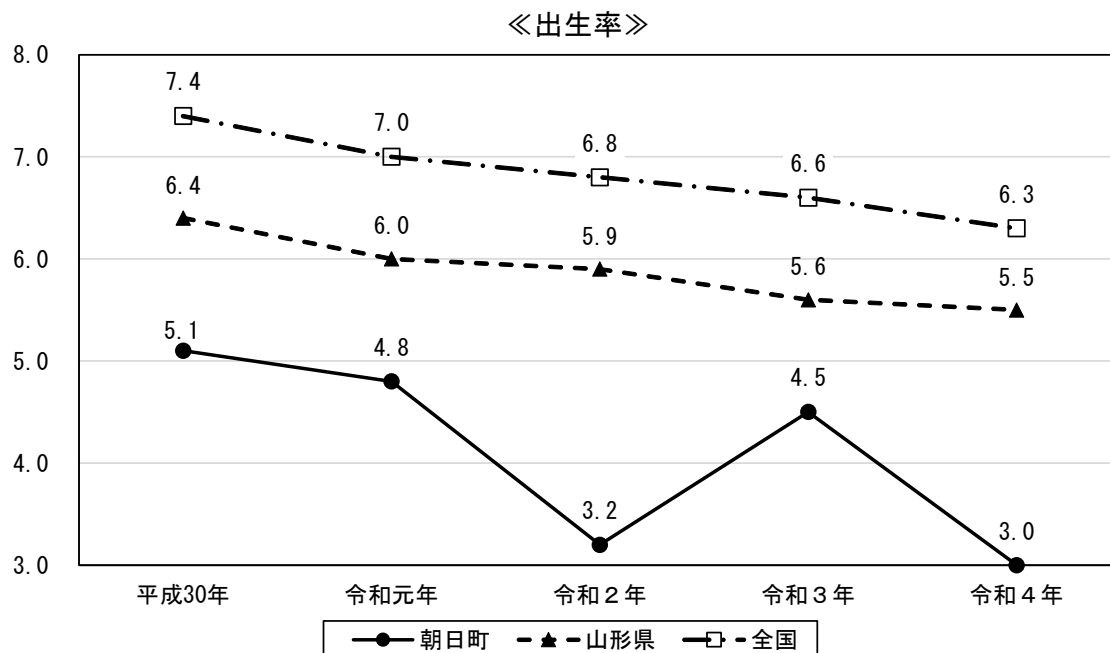
資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

(6) 出生率

出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）は、県及び全国平均より低い値で推移し、令和 4 年では、3.0 となっています。

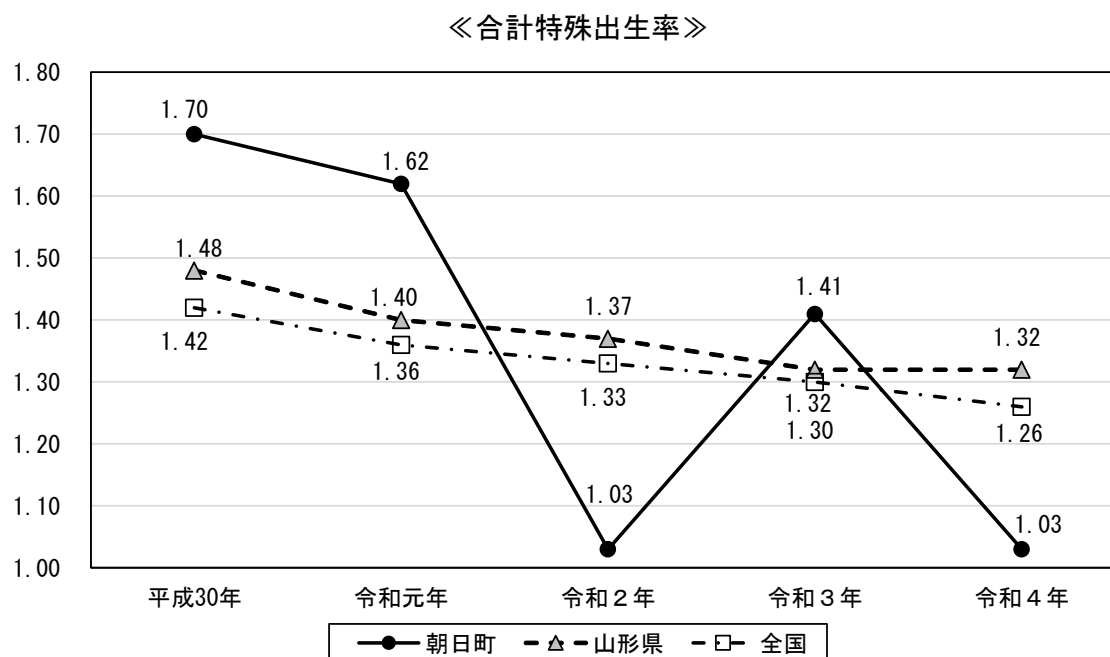


資料：県統計年鑑

(7) 合計特殊出生率

（一人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数を表す数値）

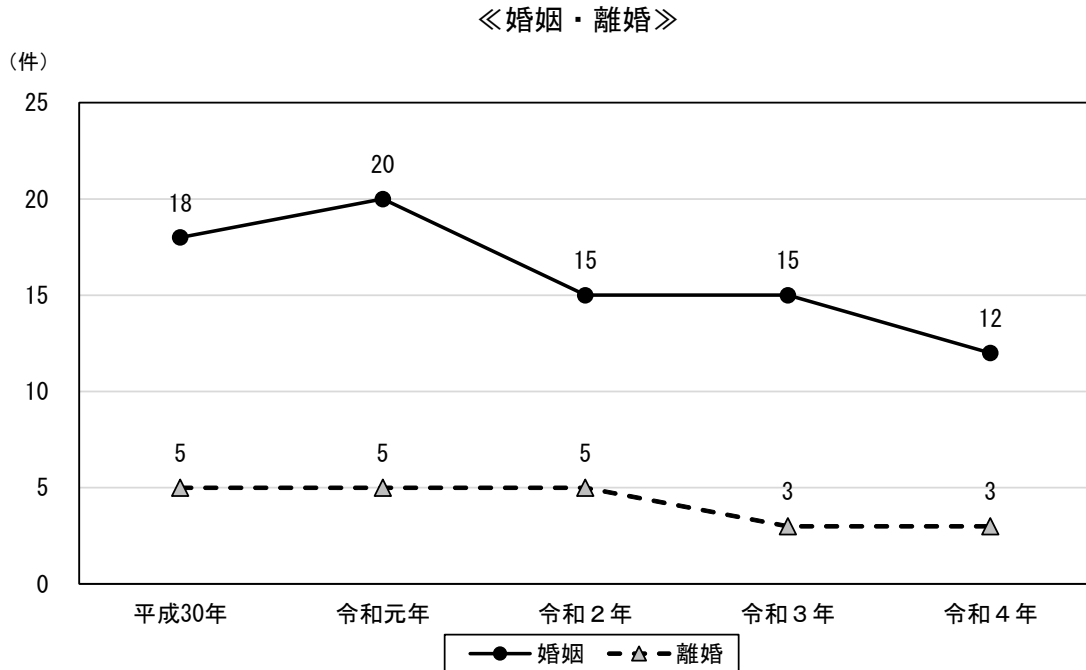
本町の合計特殊出生率は、平成 30 年、令和元年、令和 3 年には県及び全国平均を上回る数値で推移していましたが、令和 4 年は 1.03 と県及び全国平均より低い数値となっています。



資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集

(8) 婚姻・離婚

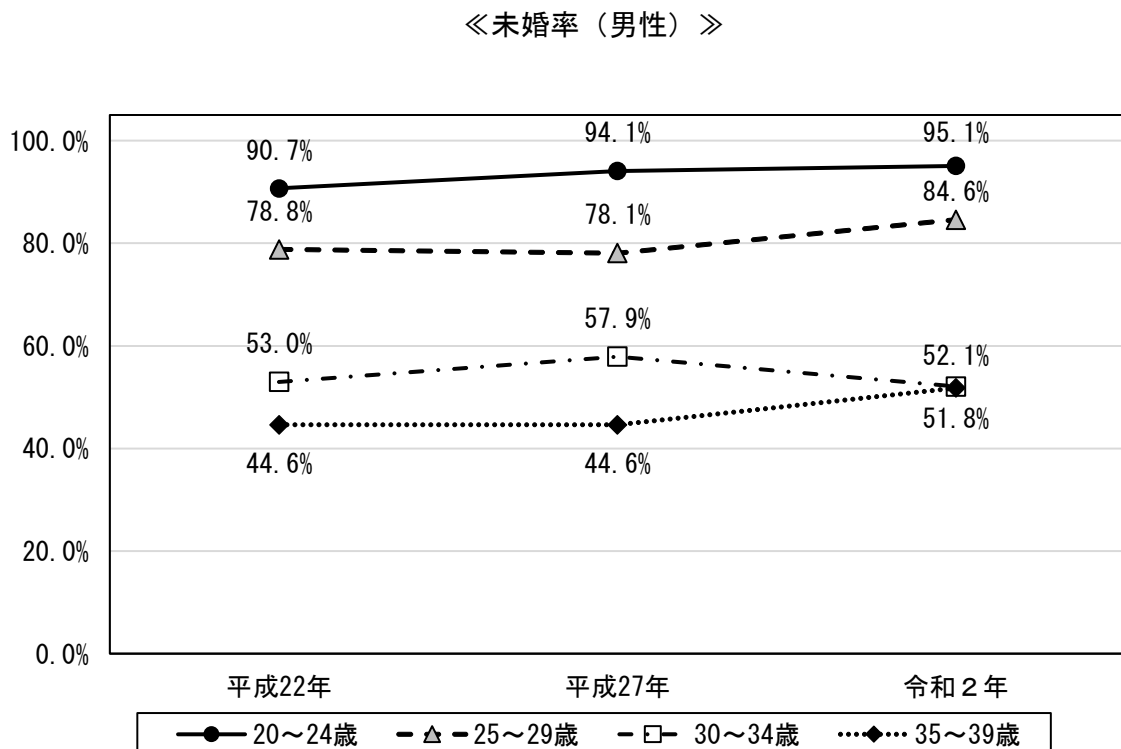
婚姻件数は、10～20 件前後で推移し、令和4年では 12 件となっています。一方、離婚件数は 5 件前後で推移し、令和4年では3件となっています。



資料：県統計年鑑

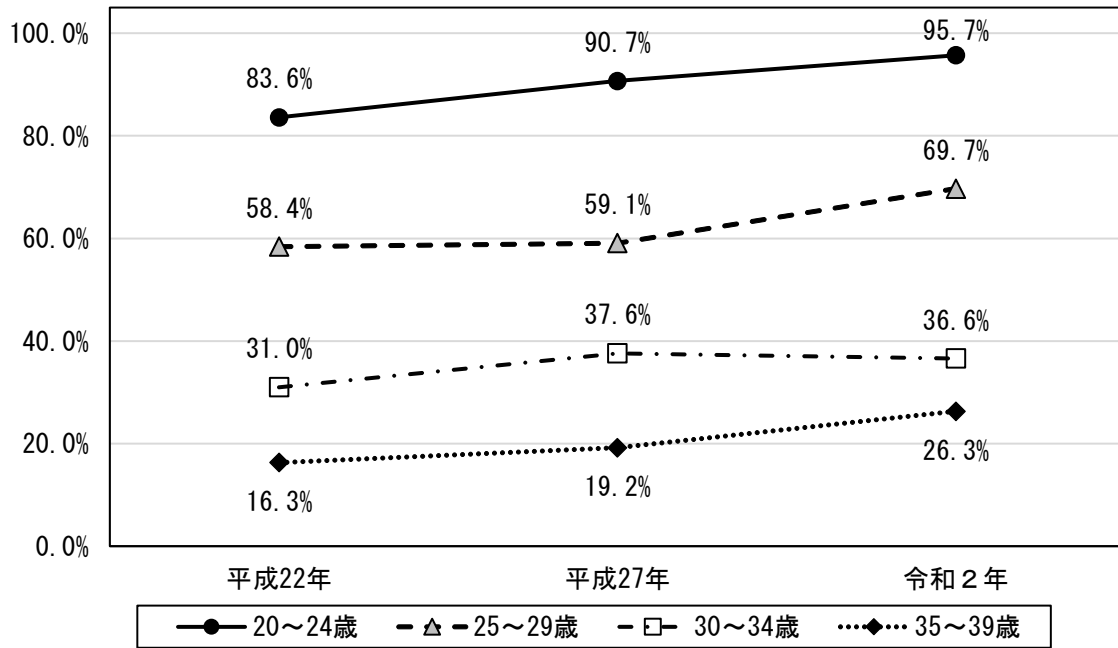
(9) 未婚率

未婚率は、平成 27 年から令和 2 年にかけて、男性女性ともに 30～34 歳は減少傾向となっていますが、そのほかの年代は増加傾向となっており、特に 25～29 歳、35～39 歳の上昇率が大きくなっています。



資料：国勢調査

《未婚率（女性）》



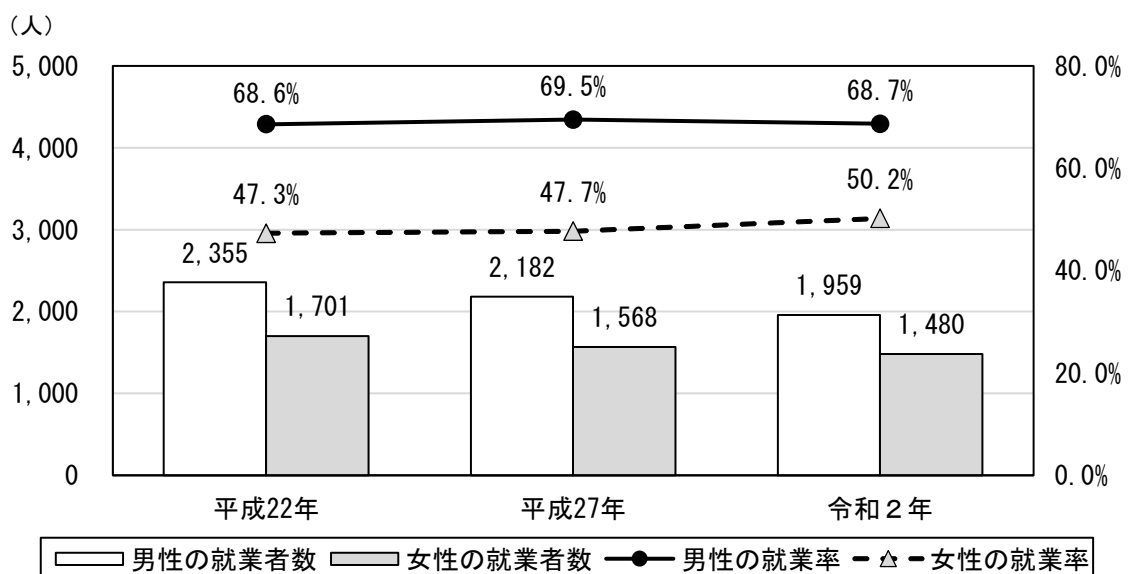
資料：国勢調査

(10) 就業状況

男女別にみた就業状況は、少子高齢化に伴う労働力人口減少の影響もあり、男性、女性ともに就業者数が減少傾向にあります。令和2年では男性 1,959 人、女性 1,480 人となっており、就業率は、男性 68.7%、女性 50.2%となっています。

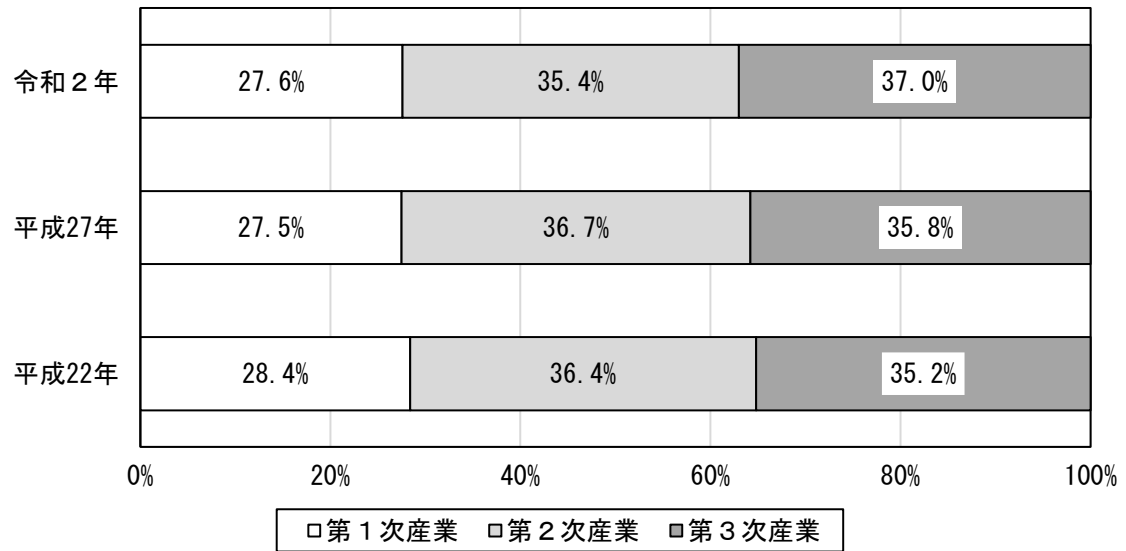
男女別産業分類をみると、令和2年では男女ともに第3次産業の割合が最も多くなっています。

《男女別就業状況》



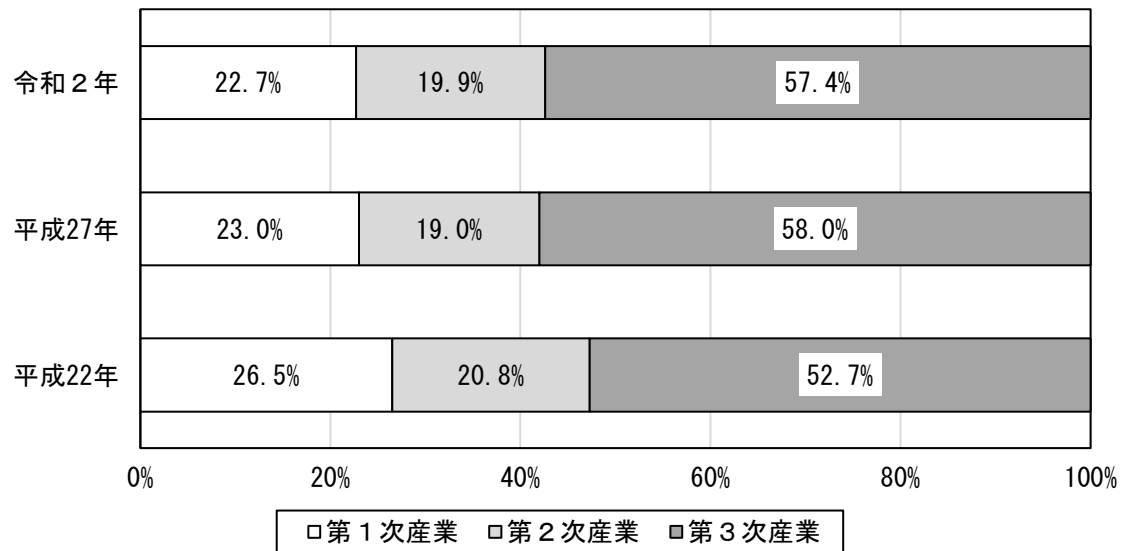
資料：国勢調査

《男女別産業分類（男性）》



資料：国勢調査

《男女別産業分類（女性）》



資料：国勢調査

2 施設等の状況

(1) 認可保育園

町内にある認可保育園は、平成 22 年 4 月に 3 施設あった保育園が 1 施設に統合され、令和 5 年度末現在で町立の保育園が 1 箇所あります。入園児童数は、3 歳未満児は増加傾向で推移しており、3 歳以上児は令和 3 年度まで減少傾向で推移していましたが、令和 4 年度以降は増加傾向となっています。

《認可保育園の状況》

年度	箇所数	定員数 (人)	入所児童数 (人)						
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和元年度	1	200	8	17	17	32	39	32	145
令和 2 年度	1	200	8	18	19	28	29	37	139
令和 3 年度	1	200	5	19	21	28	28	29	130
令和 4 年度	1	200	12	11	23	29	30	27	132
令和 5 年度	1	200	10	23	14	29	31	31	138

資料：福祉行政報告 各年度末現在

(2) 放課後児童クラブ

町内にある放課後児童クラブは、令和 5 年度末現在で 1 箇所あります。放課後児童クラブの登録児童数は、令和 5 年度末現在で通年 37 人、通年外 24 人の合計 61 人です。

《放課後児童クラブの状況》

年度	箇所数	登録児童数 (人)							
		学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
令和元年度	1	通年	11	9	6	1	2	0	29
		通年外	6	10	6	4	3	3	32
		合計	17	19	12	5	5	3	61
令和 2 年度	1	通年	9	8	9	2	1	1	30
		通年外	6	6	11	6	2	2	33
		合計	15	14	20	8	3	3	63
令和 3 年度	1	通年	12	9	9	2	1	0	33
		通年外	6	4	6	11	3	1	31
		合計	18	13	15	13	4	1	64
令和 4 年度	1	通年	11	11	8	7	2	1	40
		通年外	4	4	3	7	4	1	23
		合計	15	15	11	14	6	2	63
令和 5 年度	1	通年	14	11	8	1	2	1	37
		通年外	2	5	6	3	8	0	24
		合計	16	16	14	4	10	1	61

資料：健康福祉課 各年度末現在

3 人口推計

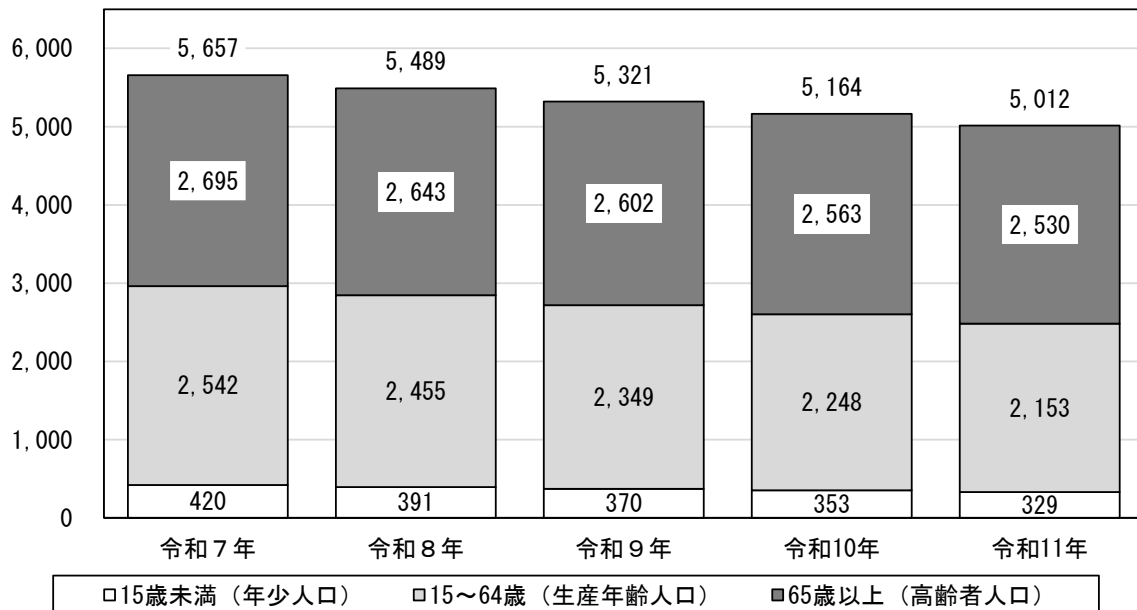
(1) 人口推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法※により推計したところ、減少傾向で推移し、令和11年の総人口は5,012人と予測されます。

また、年齢3区分別人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

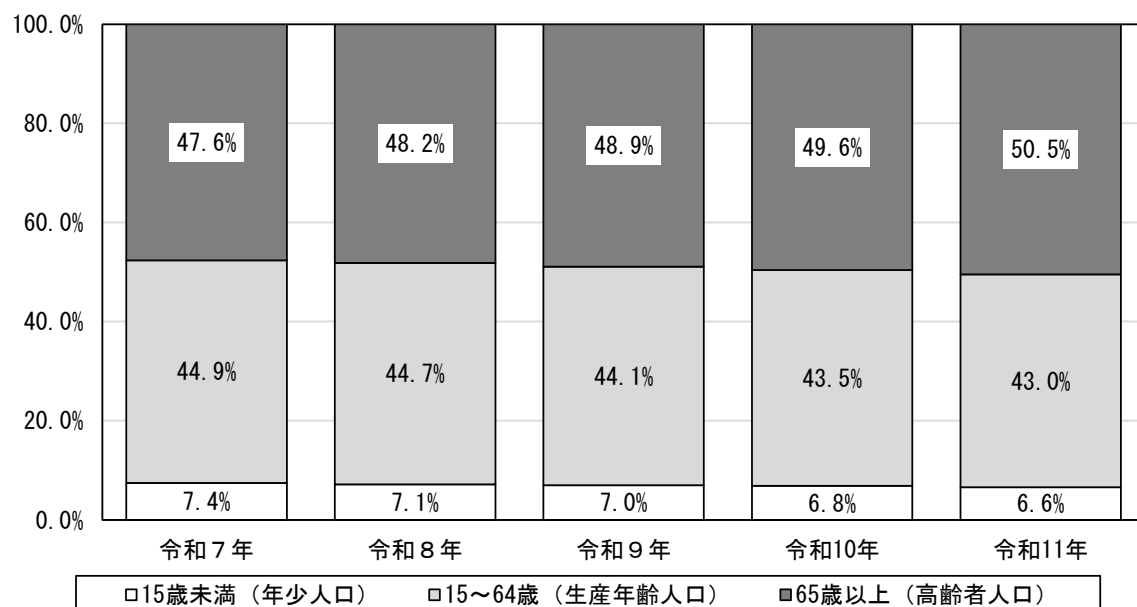
(人)

《年齢3区分別人口推計》



各年9月30日現在

《年齢3区分別人口推計（割合）》



各年9月30日現在

※コーホート変化率法：一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、1歳別に、その時間的变化（1年後の人口の変化）を将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法。

(2) 児童人口の推計

児童人口の推計については、減少傾向で推移し、令和 11 年の児童人口は 259 人と予測されます。

《児童人口推計》

(単位：人)

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	16	15	14	13	13
1 歳	14	17	16	15	14
2 歳	17	14	18	17	16
3 歳	24	17	14	18	17
4 歳	30	24	17	14	18
5 歳	25	31	24	18	14
6 歳	29	25	31	24	18
7 歳	29	29	25	31	24
8 歳	26	29	29	25	31
9 歳	31	26	29	29	25
10 歳	24	31	26	29	29
11 歳	39	24	31	26	29
合計	321	304	282	274	259

各年 9 月 30 日現在

4 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

① 調査目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望を計画に反映させるために、就学前のお子さんと小学生のお子さんの保護者の皆様にアンケート調査を実施しました。

② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、「就学前児童保護者用アンケート調査票」及び「小学生保護者用アンケート調査票」の2種類の調査票を用いて実施しました。

調査票の配布・回収は、施設への配布及び郵送により実施しました。

回答方法は紙によるもののほか、Web 回答においても実施しました。

③ 調査期間

令和6年2月～3月

④ 調査種別と回収結果

調査種別	対 象	対象数	回収数 合計	紙調査票	Web 調査	回収率
				回収数	回答数	
就学前児童保護者用 アンケート調査票	就学前児童	123 票	112 票	70 票	42 票	91.1%
小学生保護者用 アンケート調査票	小学生	146 票	137 票	81 票	56 票	93.8%

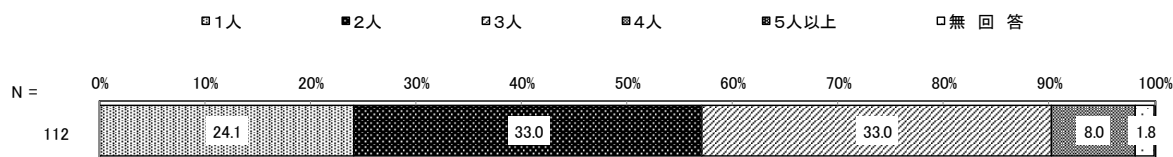
(2) 子ども・子育てに関するニーズ調査結果（抜粋）

① お子さんご家族の状況について

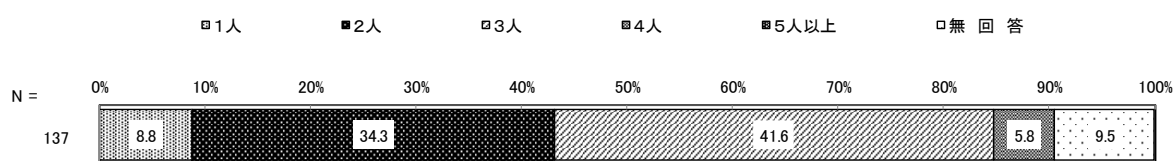
ア 子どもの人数（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

お子さんの人数をお答えください

就学前児童調査では、「2人」「3人」がともに33%と多く、次いで「1人」が24%となっています。



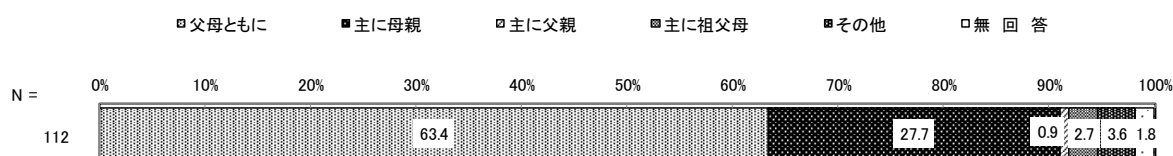
小学生児童調査では、「3人」が42%と多く、次いで「2人」が34%、「1人」が9%となっています。



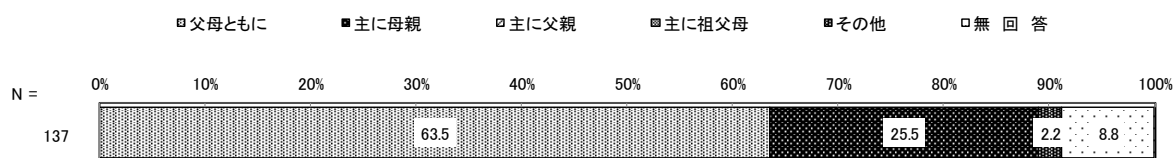
イ 子育てを主に行っている方（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方をお答えください

就学前児童調査では、「父母ともに」が63%と多く、次いで「主に母親」が28%となっています。



小学生児童調査では、「父母ともに」が64%と多く、次いで「主に母親」が26%となっています。



② お子さんの教育・保育の利用状況について

ア 事業の利用状況（就学前児童調査 独自設問）

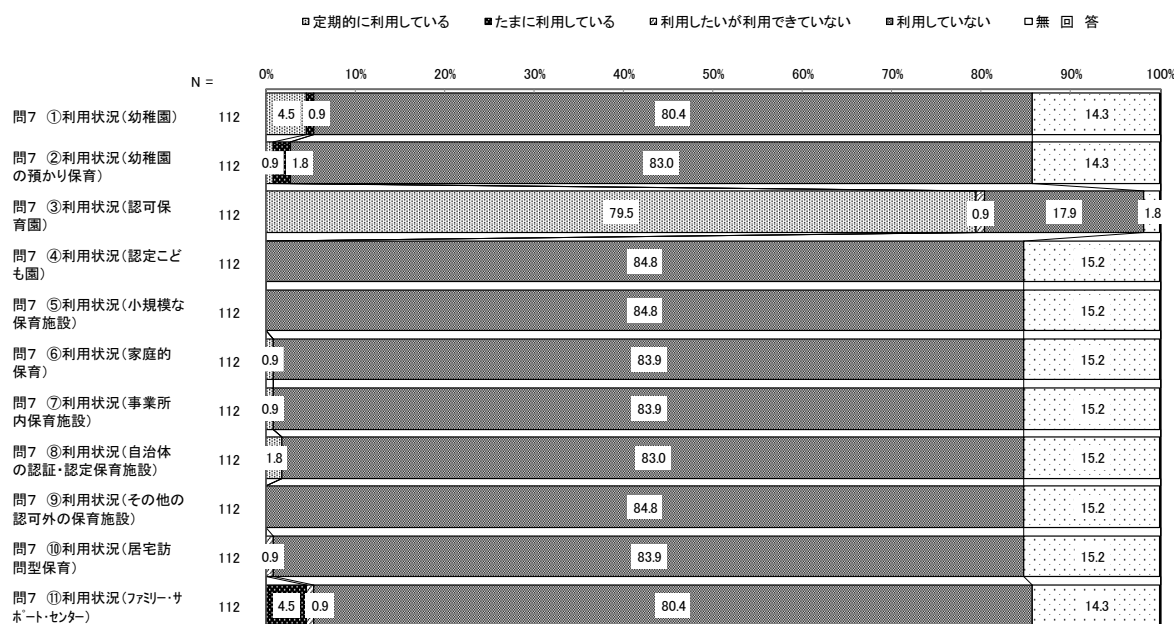
お子さんは、次の事業を定期的（毎月1回以上を目安）に利用していますか

「定期的にご利用している」事業は、「認可保育園」が80%と多く、次いで「幼稚園」が5%となっています。

「たまにご利用している」事業は、「ファミリー・サポート・センター」が5%と多くなっています。

「利用したいが利用できていない」事業は、件数が少ないですが「認可保育園」「居宅訪問型保育」「ファミリー・サポート・センター」の回答がみられます。

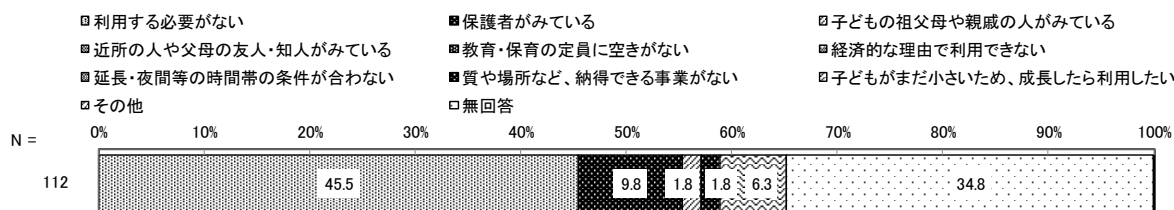
「利用していない」事業は、「認定こども園」「小規模な保育施設」「その他の認可外の保育施設」がそれぞれ85%と多くなっています。



イ 教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童調査 独自設問）

【前問で「3.利用したいが利用できていない」「4.利用していない」を選んだ方にうかがいます。】 教育・保育事業を利用できていない・していない理由は何ですか。主な理由をお答えください

「利用する必要がない」が46%と多く、次いで「保護者がみている」が10%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が6%となっています。



ウ 事業の利用意向（就学前児童調査 独自設問）

今後はいつ「定期的（毎月 1 回以上を目安）に」利用したいですか

「幼稚園」は、「利用希望はない」が69%と多く、利用希望では「平日」が6%となっています。

「幼稚園の預かり保育」は、「利用希望はない」が71%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

「認可保育園」は、「平日」が84%と多く、次いで「土曜日」が32%、「長期休暇期間中」が16%となっています。

「認定こども園」は、「利用希望はない」が73%と多く、利用希望ではそれぞれ2%未満となっています。

「小規模な保育施設」は、「利用希望はない」が75%と多く、利用希望ではそれぞれ1%未満となっています。

「家庭的保育」は、「利用希望はない」が73%と多く、利用希望ではそれぞれ3%未満となっています。

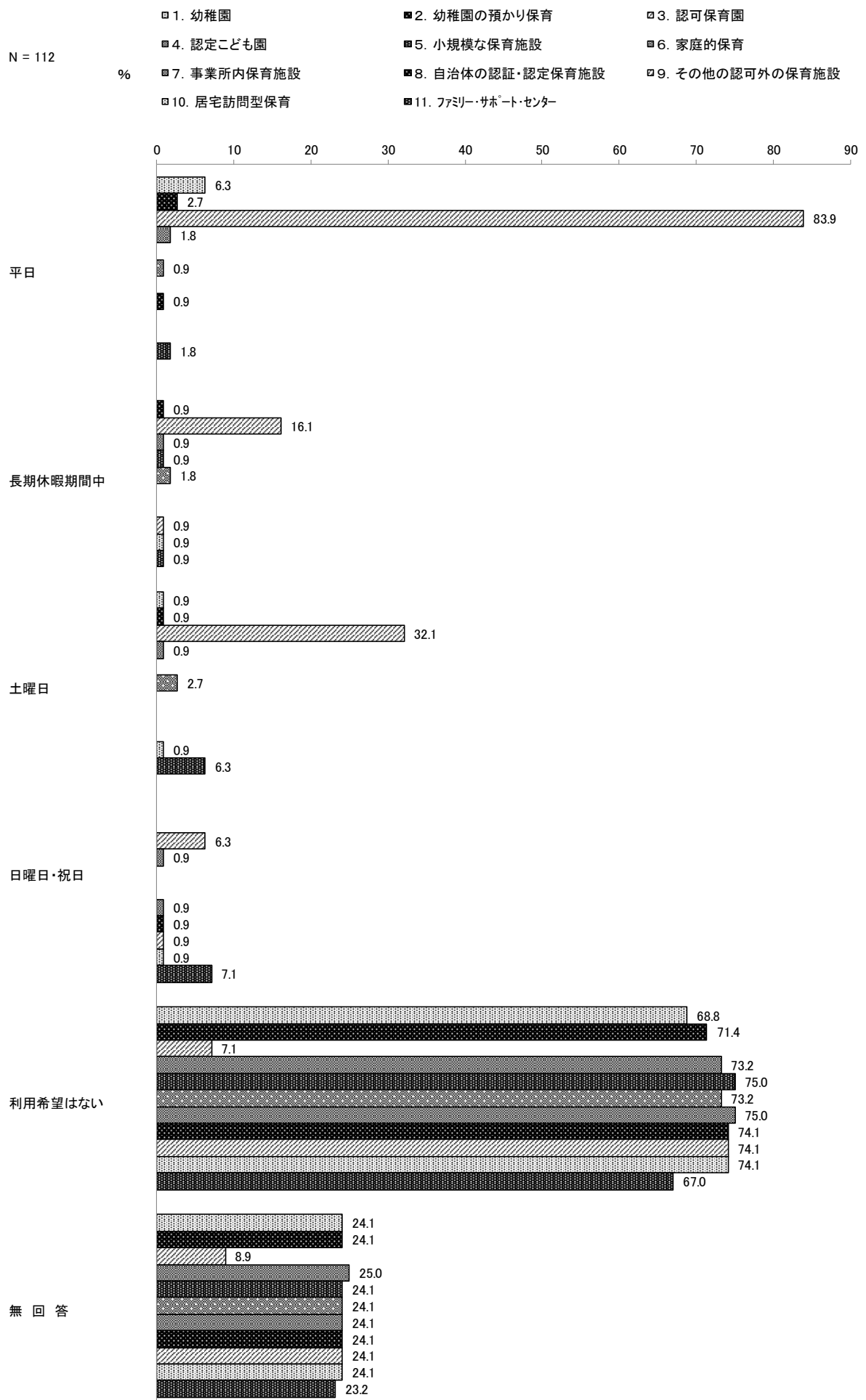
「事業所内保育施設」は、「利用希望はない」が75%と多く、利用希望ではそれぞれ1%未満となっています。

「自治体の認証・認定保育施設」は、「利用希望はない」が74%と多く、利用希望ではそれぞれ1%未満となっています。

「その他の認可外の保育施設」は、「利用希望はない」が74%と多く、利用希望ではそれぞれ1%未満となっています。

「居宅訪問型保育」は、「利用希望はない」が74%と多く、利用希望ではそれぞれ1%未満となっています。

「ファミリー・サポート・センター」は、「利用希望はない」が67%と多く、利用希望では「日曜日・祝日」が7%、「土曜日」が6%となっています。

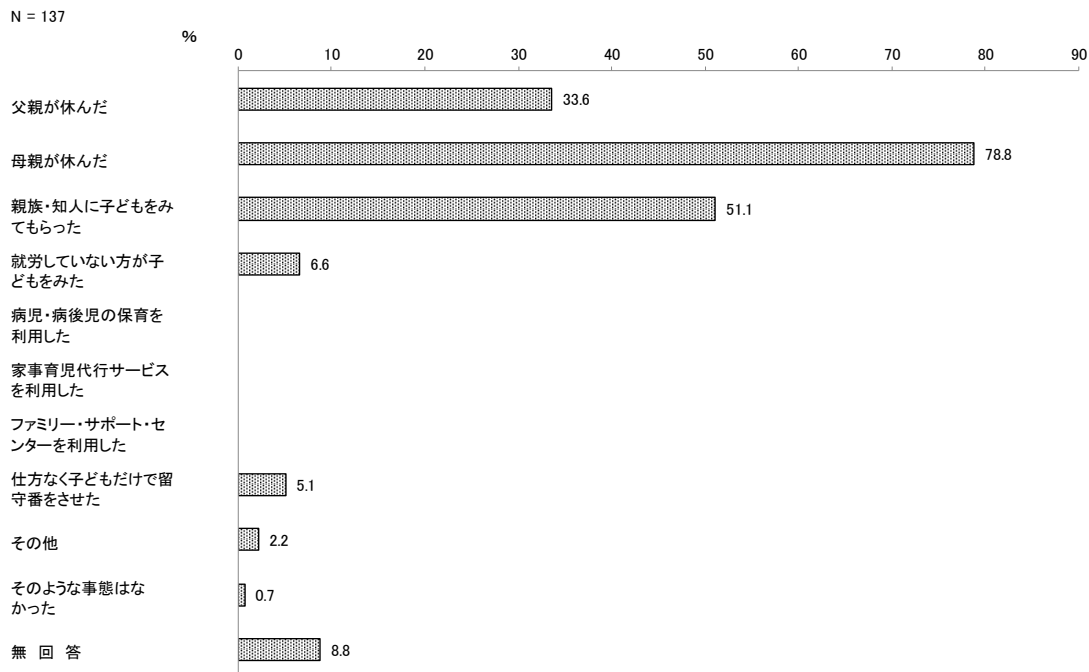


③ お子さんの病気の際の対応などについて

ア 子どもが病気やけがの際の対処方法（小学生児童調査 独自設問）

お子さんが病気やけがの際、この1年間に行った対処方法についてお答えください

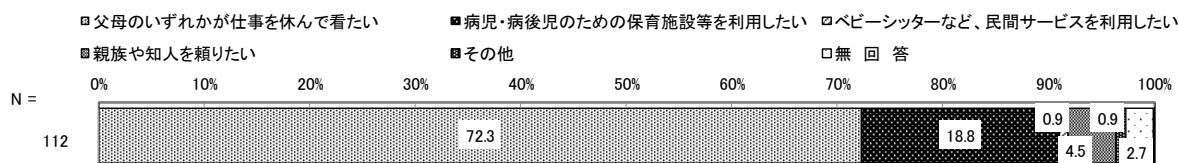
「母親が休んだ」が79%と多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が51%、「父親が休んだ」が34%となっています。



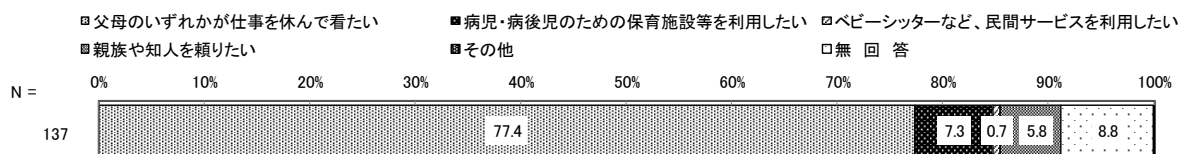
イ 病気やけがの際の対応（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

お子さんが病気やけがの際、どのように対応することを希望しますか

就学前児童調査では、「父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が72%と多く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が19%、「親族や知人を頼りたい」が5%となっています。



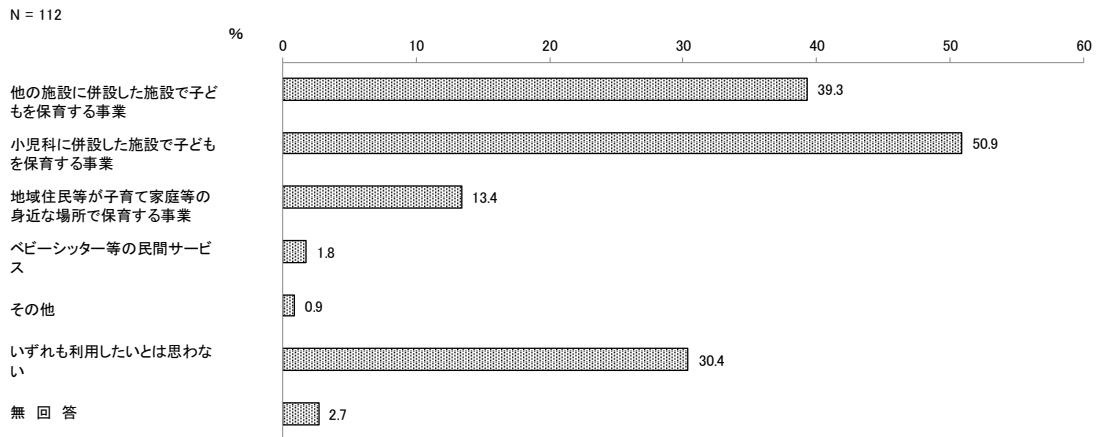
小学生児童調査では、「父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が77%と多く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が7%、「親族や知人を頼りたい」が6%となっています。



ウ 利用したい病児保育等（就学前児童調査 独自設問）

今後、お子さんが病気やけがの際、利用したい病児・病後児のための保育施設等がありますか

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が51%と多く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が39%、「いずれも利用したいとは思わない」が30%となっています。



④ 放課後の過ごし方について

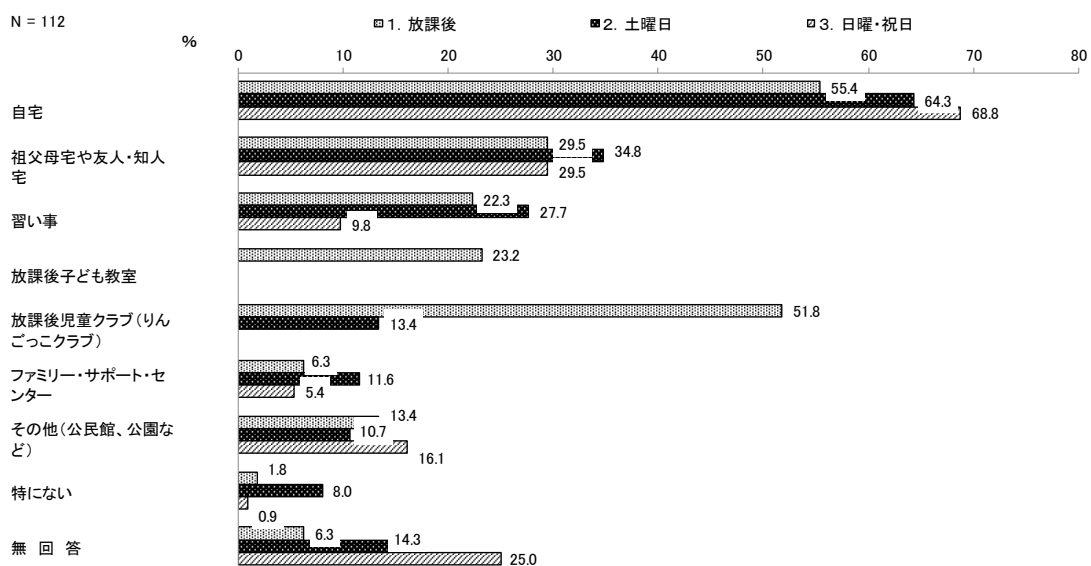
ア 利用希望場所（就学前児童調査 独自設問）

お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）の内は、平日の学校終了後（放課後）や土曜日、日曜・祝日にどのような場所で過ごさせたいと思いますか

「放課後」は、「自宅」が55%と多く、次いで「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」が52%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30%となっています。

「土曜日」は、「自宅」が64%と多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が35%、「習い事」が28%となっています。

「日曜・祝日」は、「自宅」が69%と多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が30%、「その他（公民館、公園など）」が16%となっています。

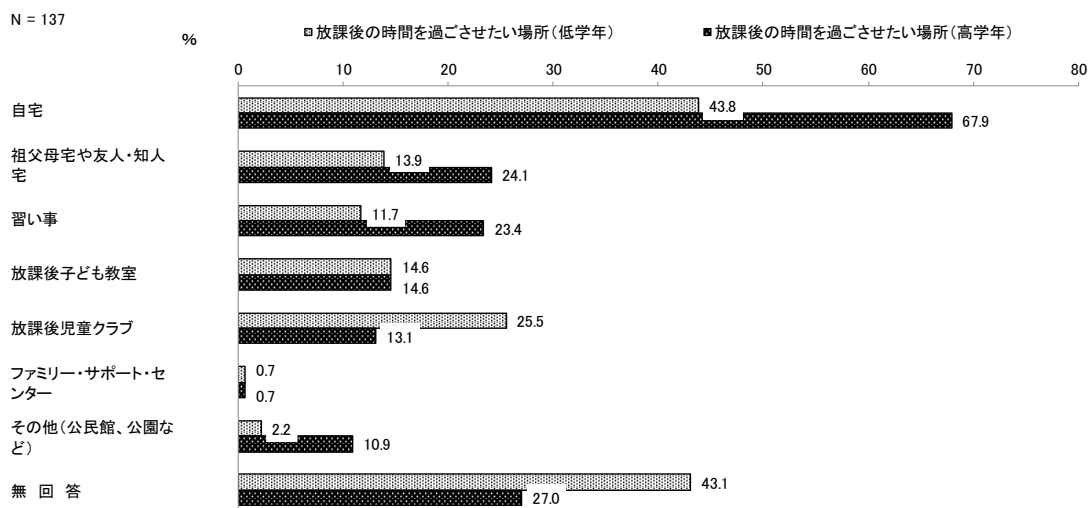


イ 放課後の時間を過ごさせたい場所（小学生児童調査 独自設問）

お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。又は、過ごしていましたか

「低学年」は、「自宅」が44%と多く、次いで「放課後児童クラブ」が26%、「放課後子ども教室」が15%となっています。

「高学年」は、「自宅」が68%と多く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が24%、「習い事」が23%となっています。



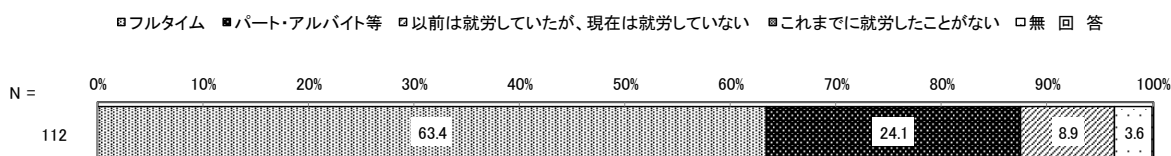
⑤ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

ア 母親の就労形態（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

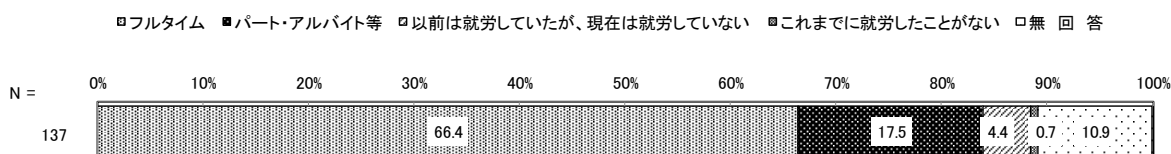
母親のことについて伺います。（父子家庭の場合は回答不要です）

就労形態についてお答えください

就学前児童調査では、「フルタイム」が63%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が24%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9%となっています。



小学生児童調査では、「フルタイム」が66%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が18%となっています。



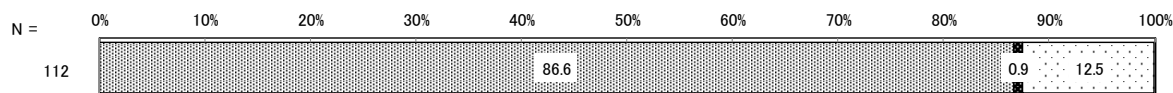
イ 父親の就労形態（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

父親のことについて伺います。（母子家庭の場合は回答不要です）

就労形態についてお答えください

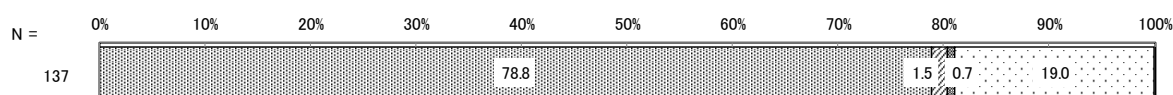
就学前児童調査では、「フルタイム」が87%と多くなっています。

□フルタイム ■パート・アルバイト等 □以前は就労していたが、現在は就労していない ■これまでに就労したことがない □無 回 答



小学生児童調査では、「フルタイム」が79%と多くなっています。

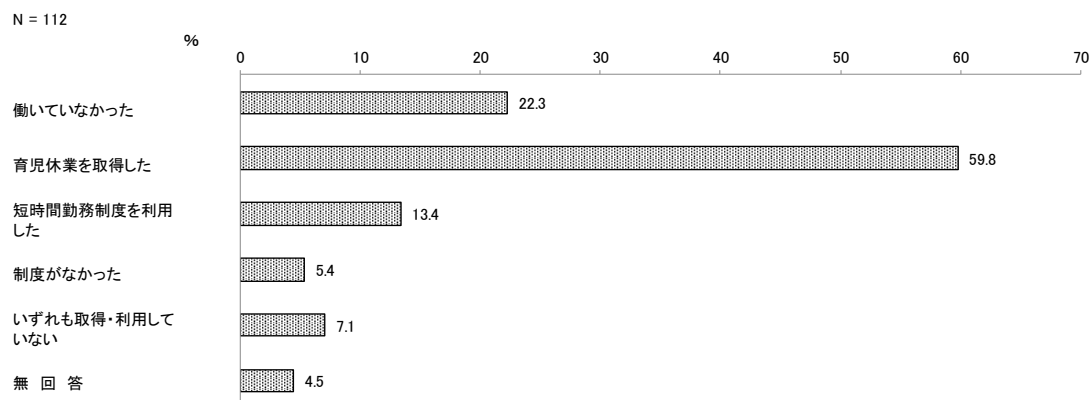
□フルタイム ■パート・アルバイト等 □以前は就労していたが、現在は就労していない ■これまでに就労したことがない □無 回 答



ウ 母親の育児休業制度等の利用状況（就学前児童調査 独自設問）

お子さんが生まれたとき、育児休業制度又は短時間勤務制度を利用しましたか

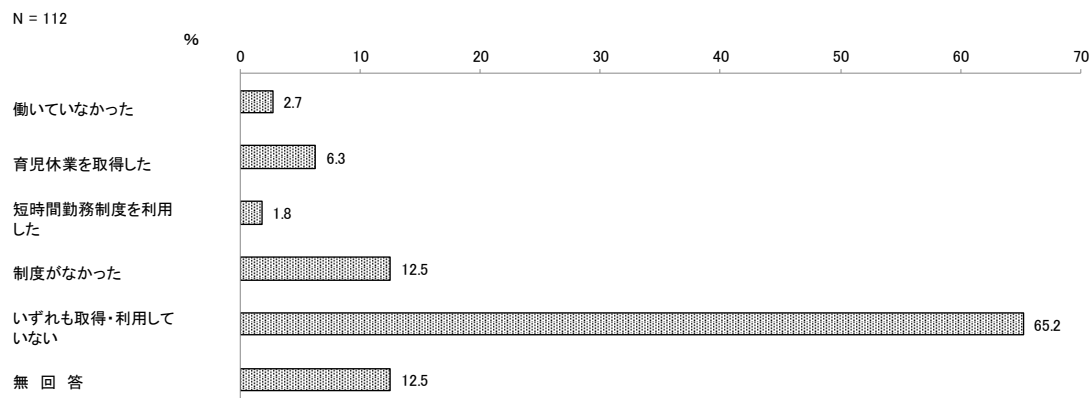
「育児休業を取得した」が60%と多く、次いで「働いていなかった」が22%、「短時間勤務制度を利用した」が13%となっています。



エ 父親の育児休業制度等の利用状況（就学前児童調査 独自設問）

お子さんが生まれたとき、育児休業制度又は短時間勤務制度を利用しましたか

「いずれも取得・利用していない」が65%と多く、次いで「制度がなかった」が13%、「育児休業を取得した」が6%となっています。

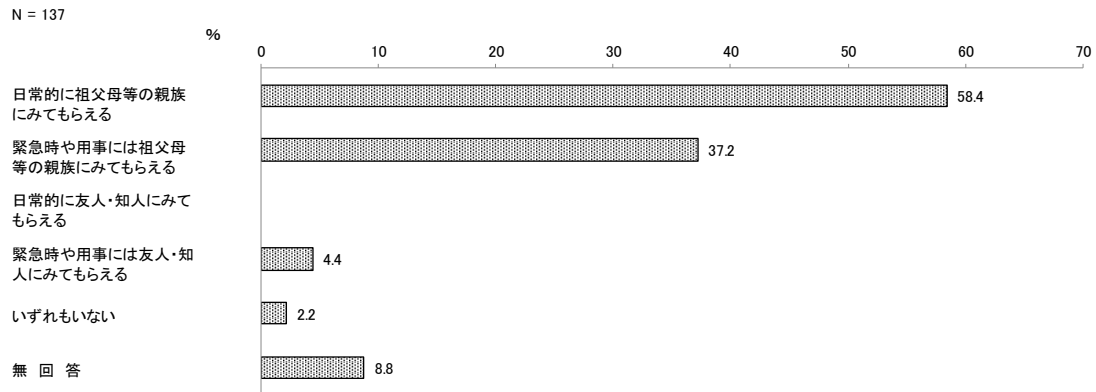


⑥ 子どもの育ちをめぐる環境について

ア 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（小学生児童調査 独自設問）

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

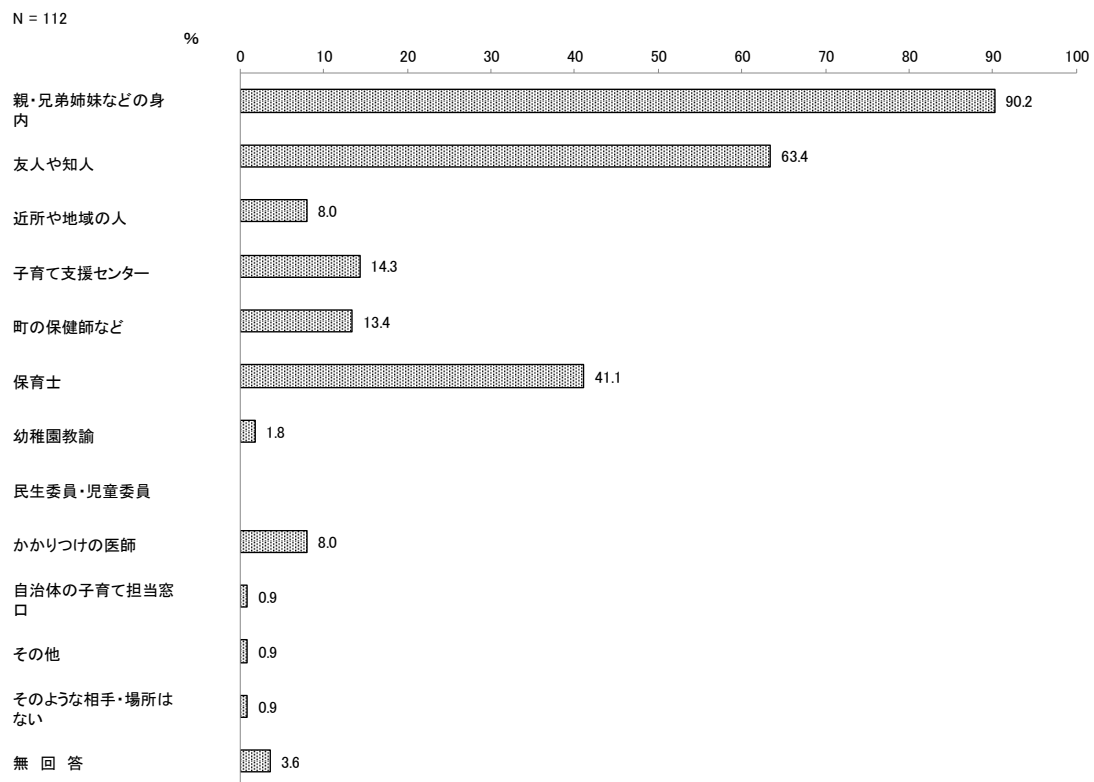
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が58%と多く、次いで「緊急時や用事には祖父母等の親族にみてもらえる」が37%となっています。



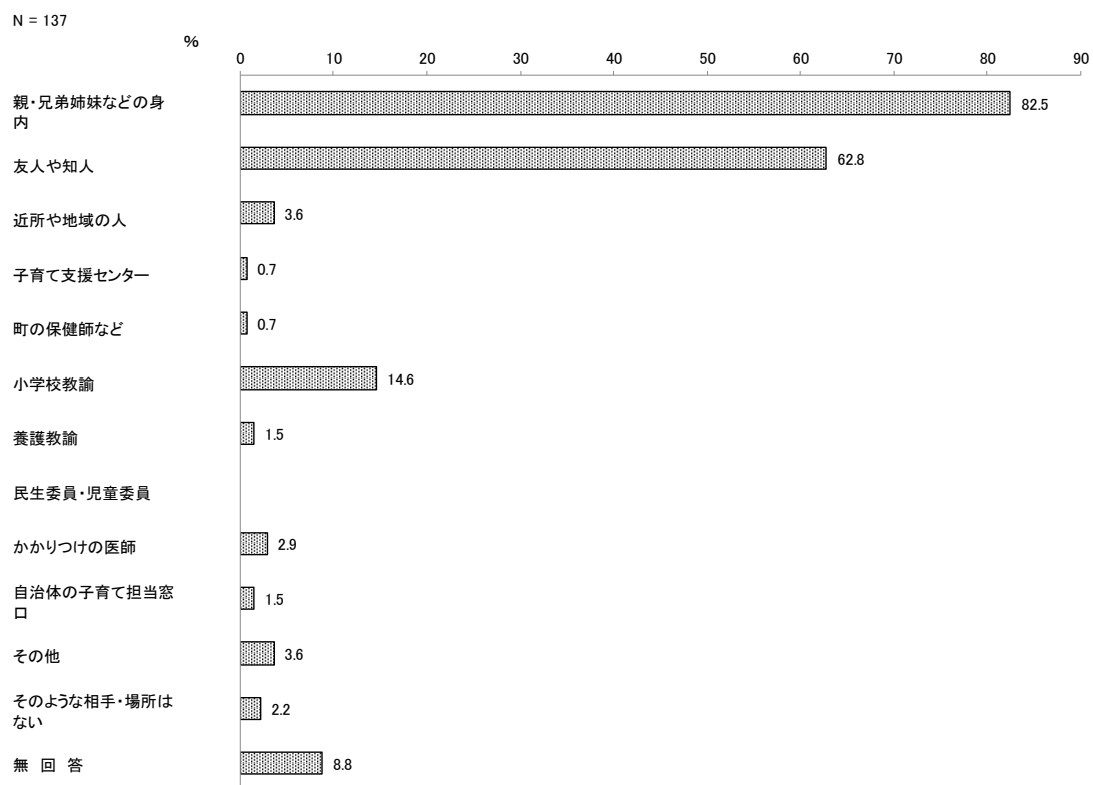
イ 子育て等についての相談相手（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手はどなた（場所はどこ）ですか

就学前児童調査では、「親・兄弟姉妹などの身内」が90%と多く、次いで「友人や知人」が63%、「保育士」が41%となっています。



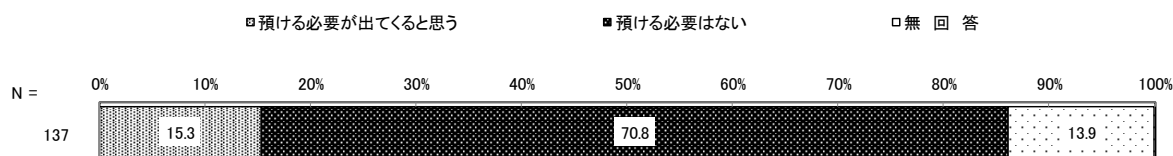
小学生児童調査では、「親・兄弟姉妹などの身内」が83%と多く、次いで「友人や知人」が63%、「小学校教諭」が15%となっています。



⑦ お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
ア 保護者の用事により家族以外に預ける必要性（小学生児童調査 独自設問）

今後、保護者の用事（冠婚葬祭や家族の育児疲れ、病気等）により、お子さんを泊りがけで家族以外に預ける必要が出てくると思いますか

「預ける必要はない」が71%、「預ける必要が出てくると思う」が15%となっています。

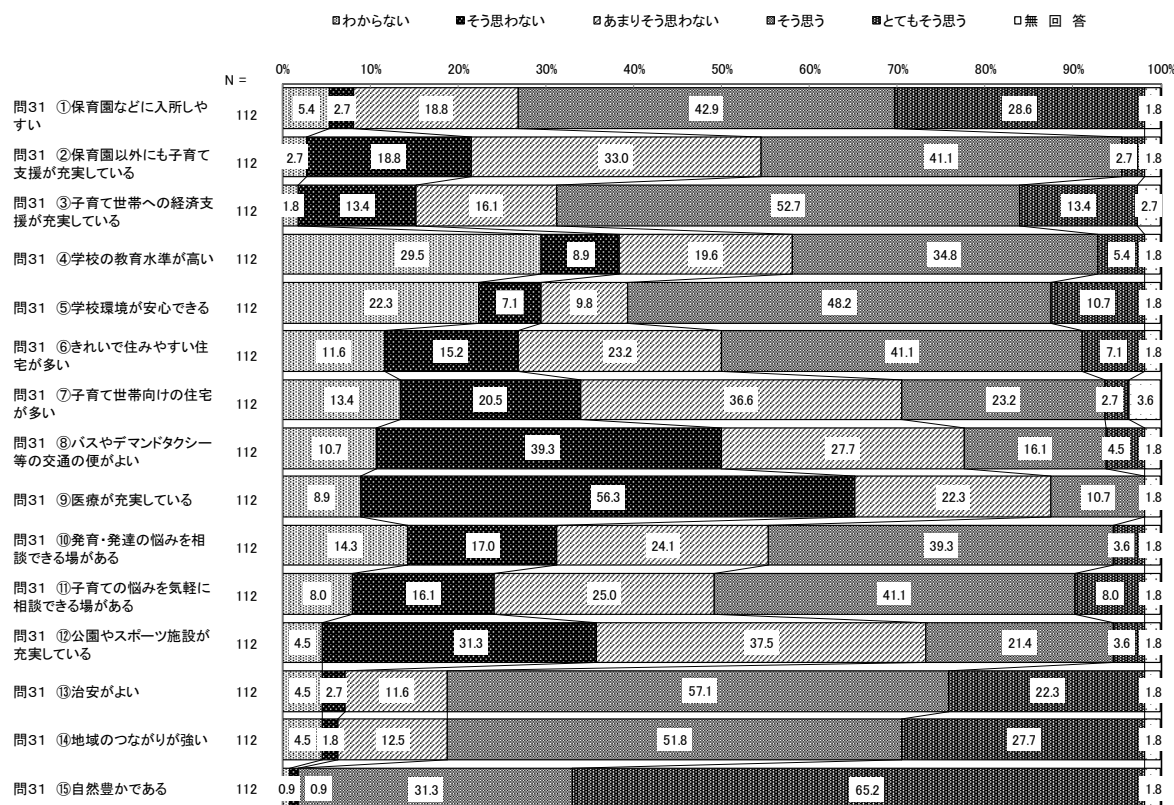


⑧ 子育て環境全般への評価や意向

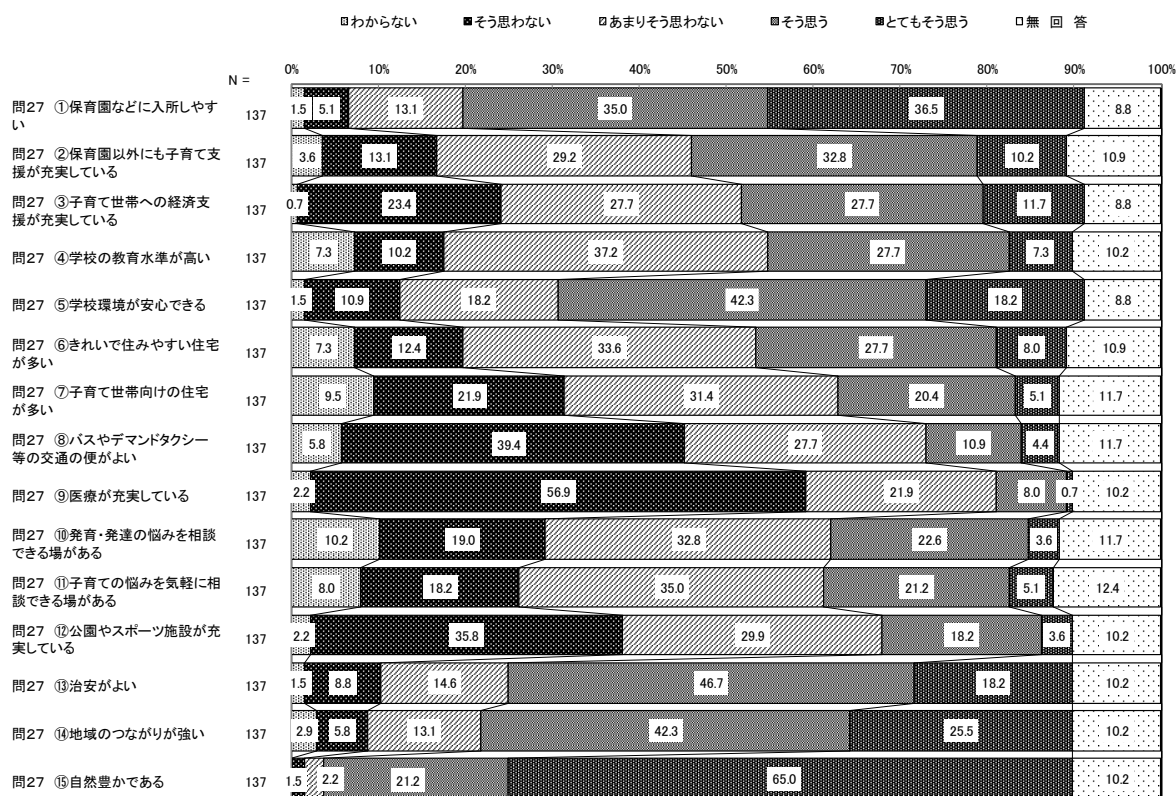
ア 子育て環境（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

朝日町の子育て環境について、以下の項目をどのように感じていますか

就学前児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が97%と多く、次いで「地域のつながりが強い」が80%、「治安がよい」が79%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「医療が充実している」が79%と多く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が69%、「バスやデマンドタクシー等の交通の便がよい」が67%となっています。



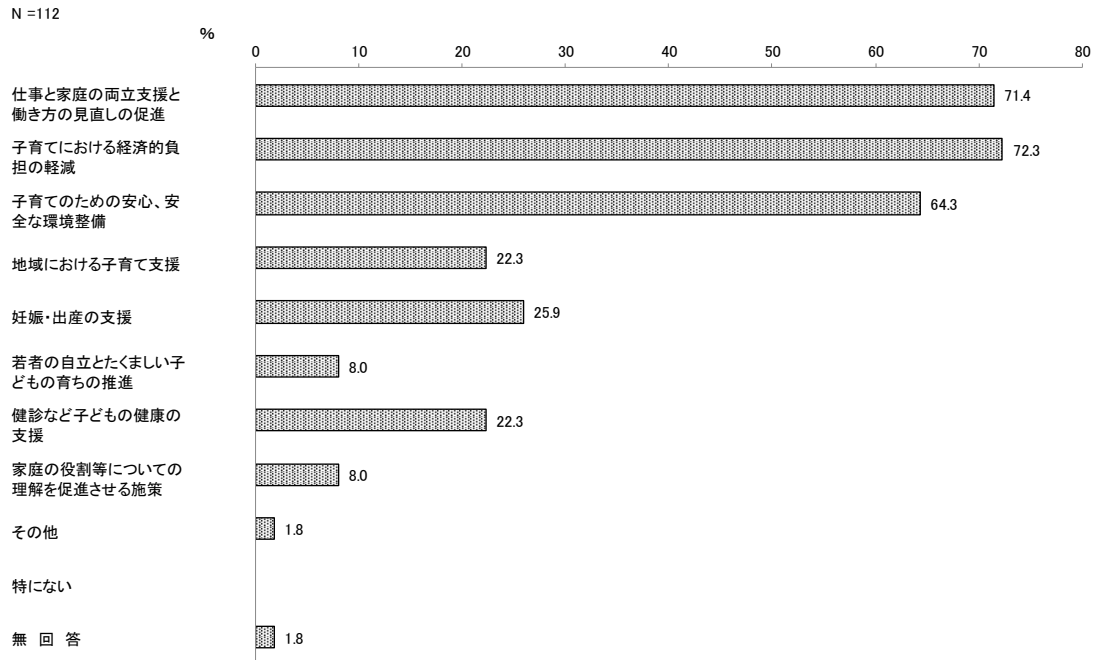
小学生児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が86%と多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が72%、「地域のつながりが強い」が68%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「医療が充実している」が79%と多く、次いで「バスやデマンドタクシー等の交通の便がよい」が67%、「公園やスポーツ施設が充実している」が66%となっています。



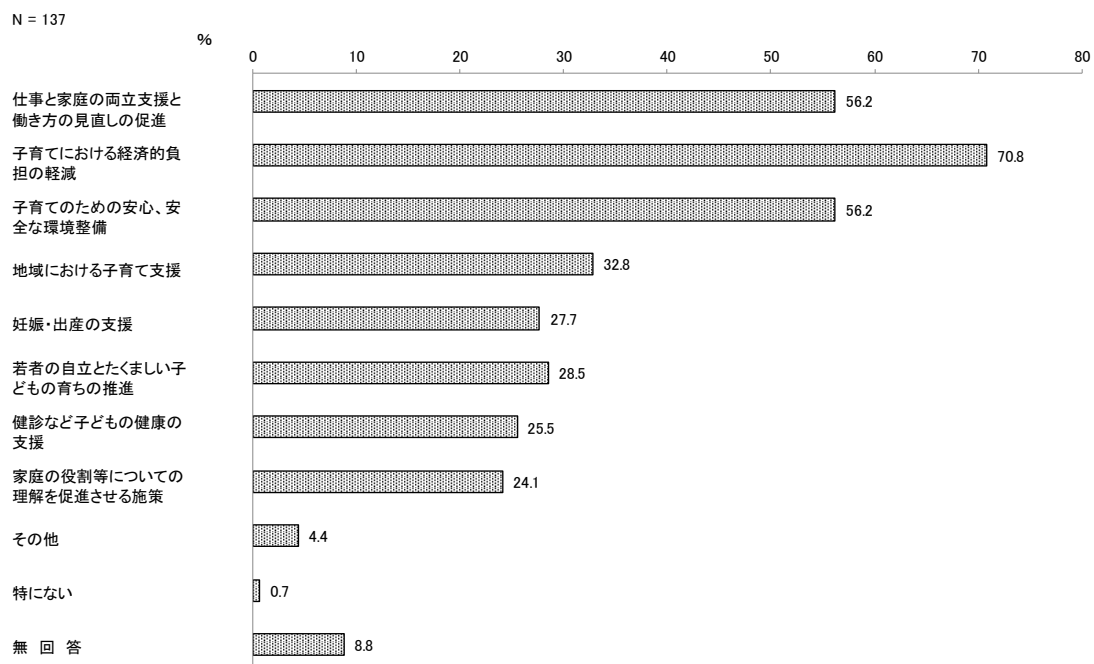
イ 望ましい子育て支援施策（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

あなたにとって望ましい子育て支援施策は何ですか

就学前児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が72%と多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が71%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が64%となっています。



小学生児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が71%と多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」がともに56%となっています。

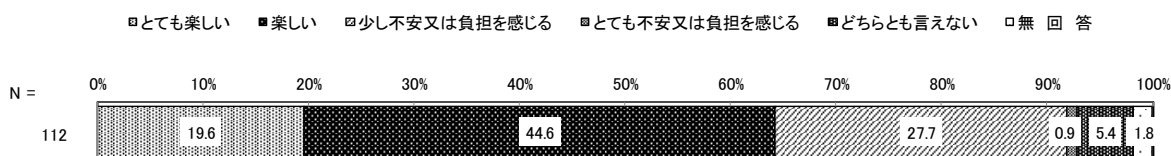


⑨ 子育ての不安や負担について

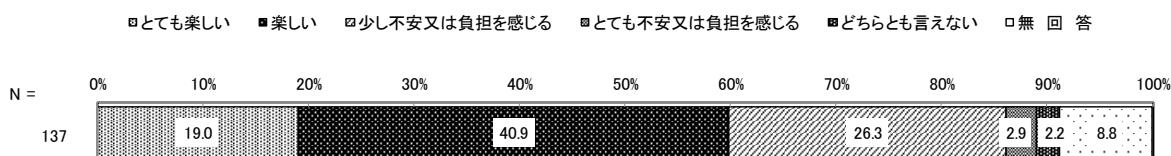
ア 子育てをしているときの気持ち（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

子育ては、楽しいときもあれば、つらいときもあると思いますが、ご回答いただいている方のお気持ちに一番近い項目の番号1つに○をつけてください

就学前児童調査では、「楽しい」が45%と多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が28%、「とても楽しい」が20%となっています。



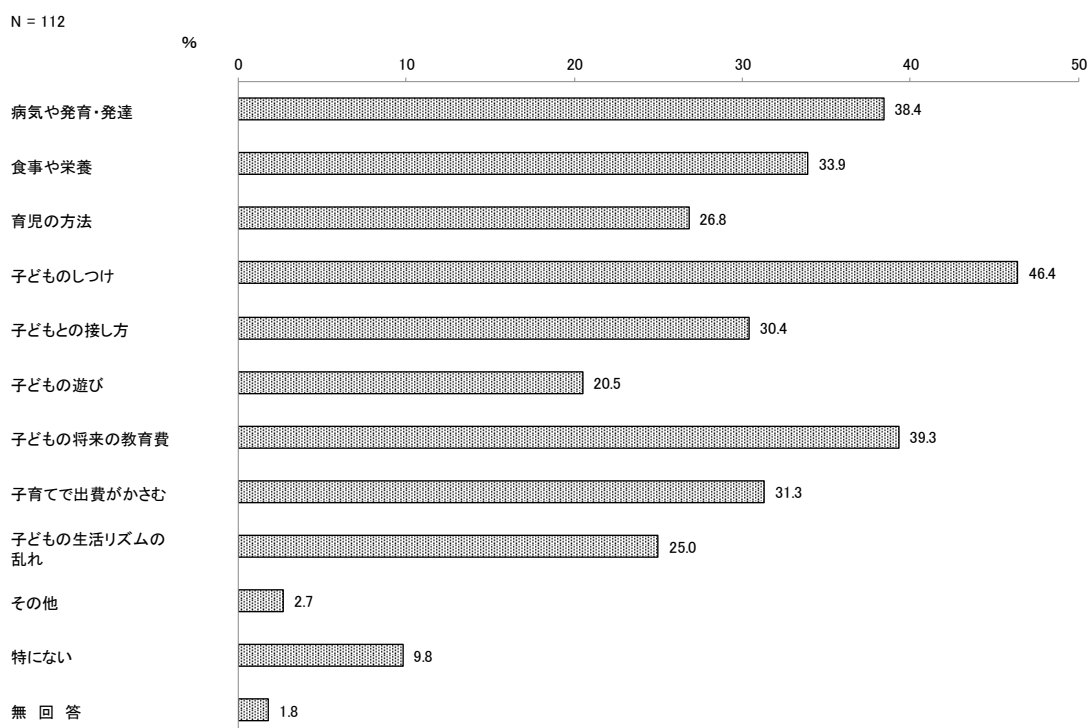
小学生児童調査では、「楽しい」が41%と多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が26%、「とても楽しい」が19%となっています。



イ 子育てで悩むこと、不安に感じること（子ども）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

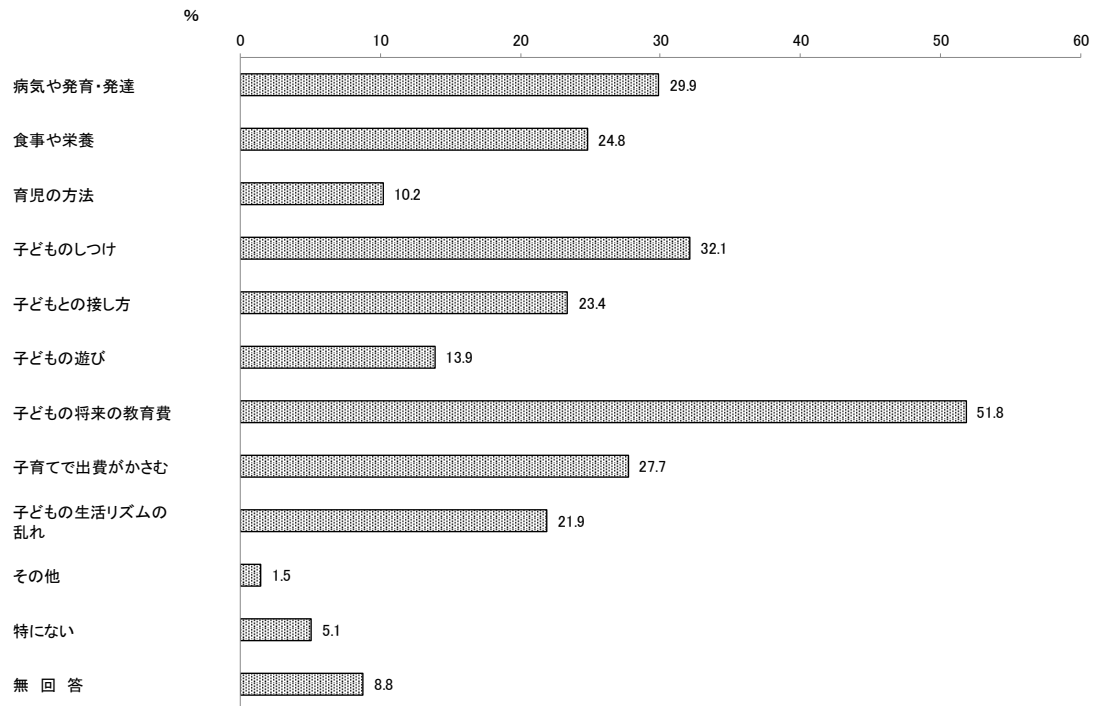
お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることはどのようなことですか

就学前児童調査では、「子どものしつけ」が46%と多く、次いで「子どもの将来の教育費」が39%、「病気や発育・発達」が38%となっています。



小学生児童調査では、「子どもの将来の教育費」が52%と多く、次いで「子どものしつけ」が32%、「病気や発育・発達」が30%となっています。

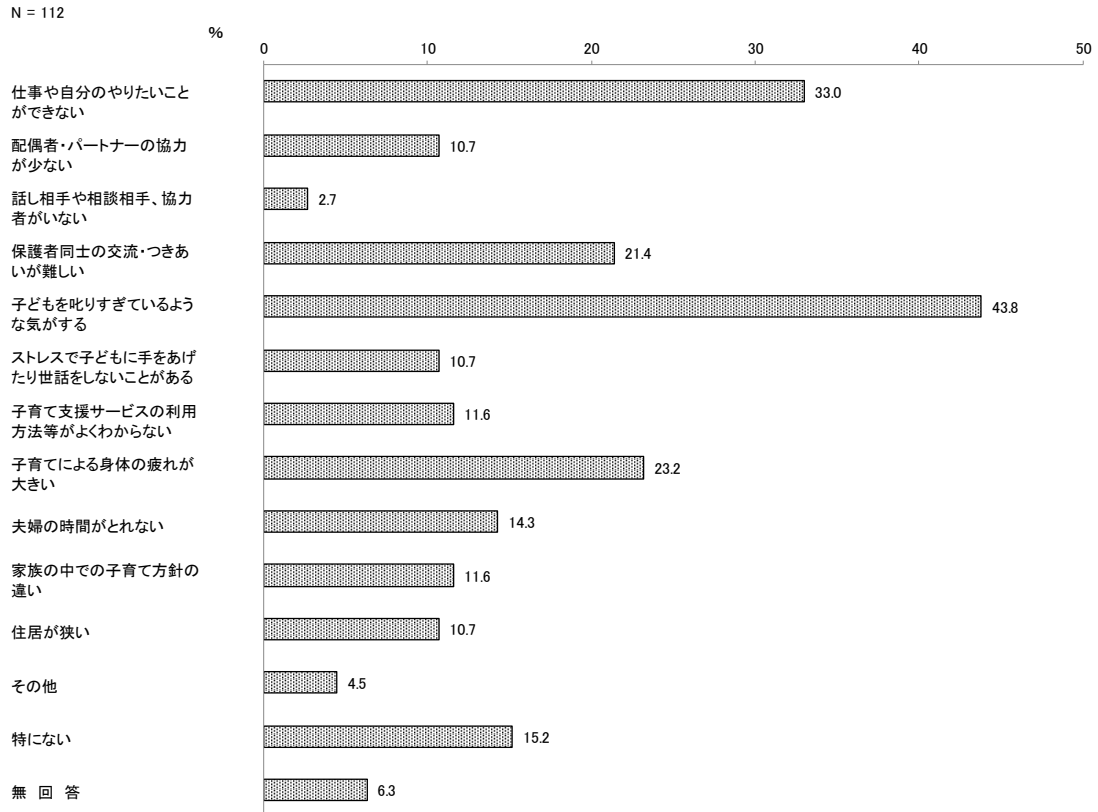
N = 137



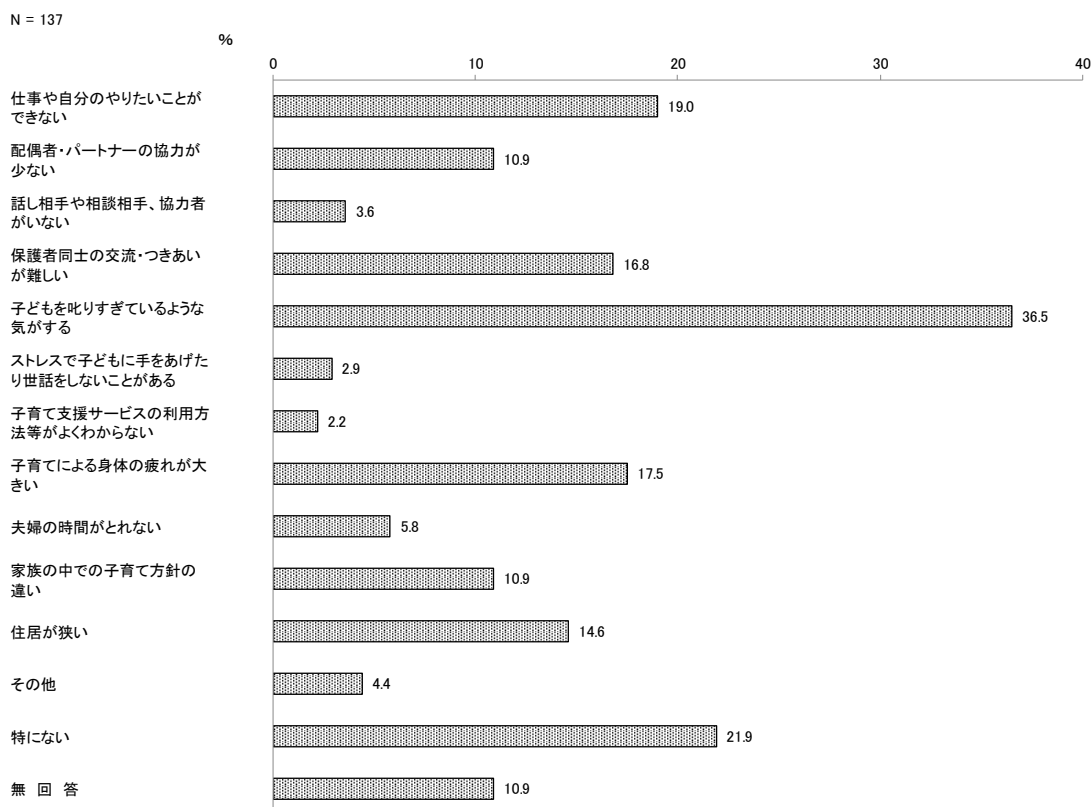
ウ 子育てで悩むこと、不安に感じること（保護者）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることはどのようなことですか

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が44%と多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が33%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が23%となっています。



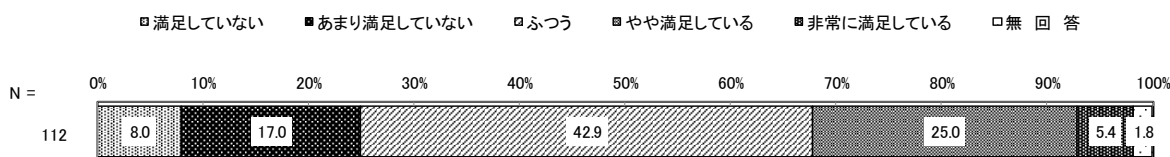
小学生児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」が37%と多く、次いで「特にない」が22%、「仕事や自分のやりたいことができない」が19%となっています。



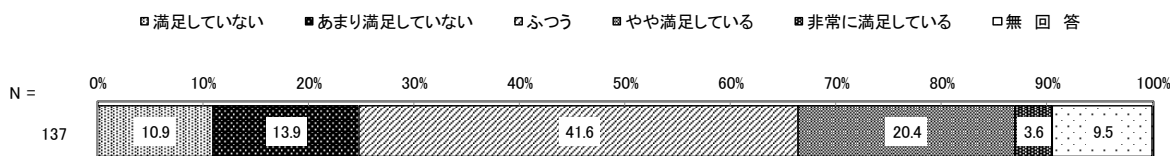
エ 子育て環境や支援への満足度（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

朝日町における、子育て環境や支援への満足度についてお答えください

就学前児童調査では、「ふつう」が43%と多く、次いで「やや満足している」が25%、「あまり満足していない」が17%となっています。



小学生児童調査では、「ふつう」が42%と多く、次いで「やや満足している」が20%、「あまり満足していない」が14%となっています。

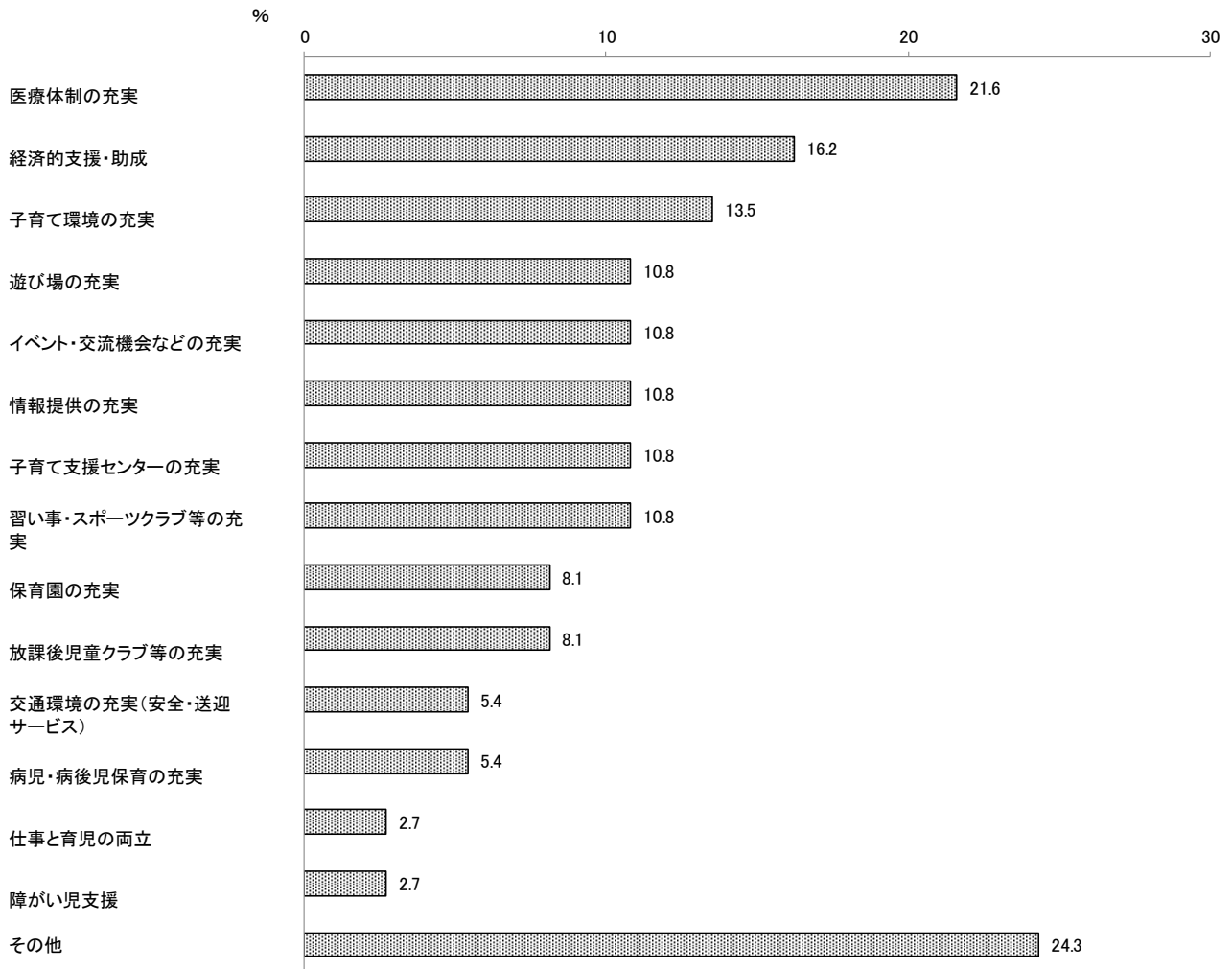


⑩ 自由意見（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

朝日町の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してご意見がございましたら、自由にご記入ください。

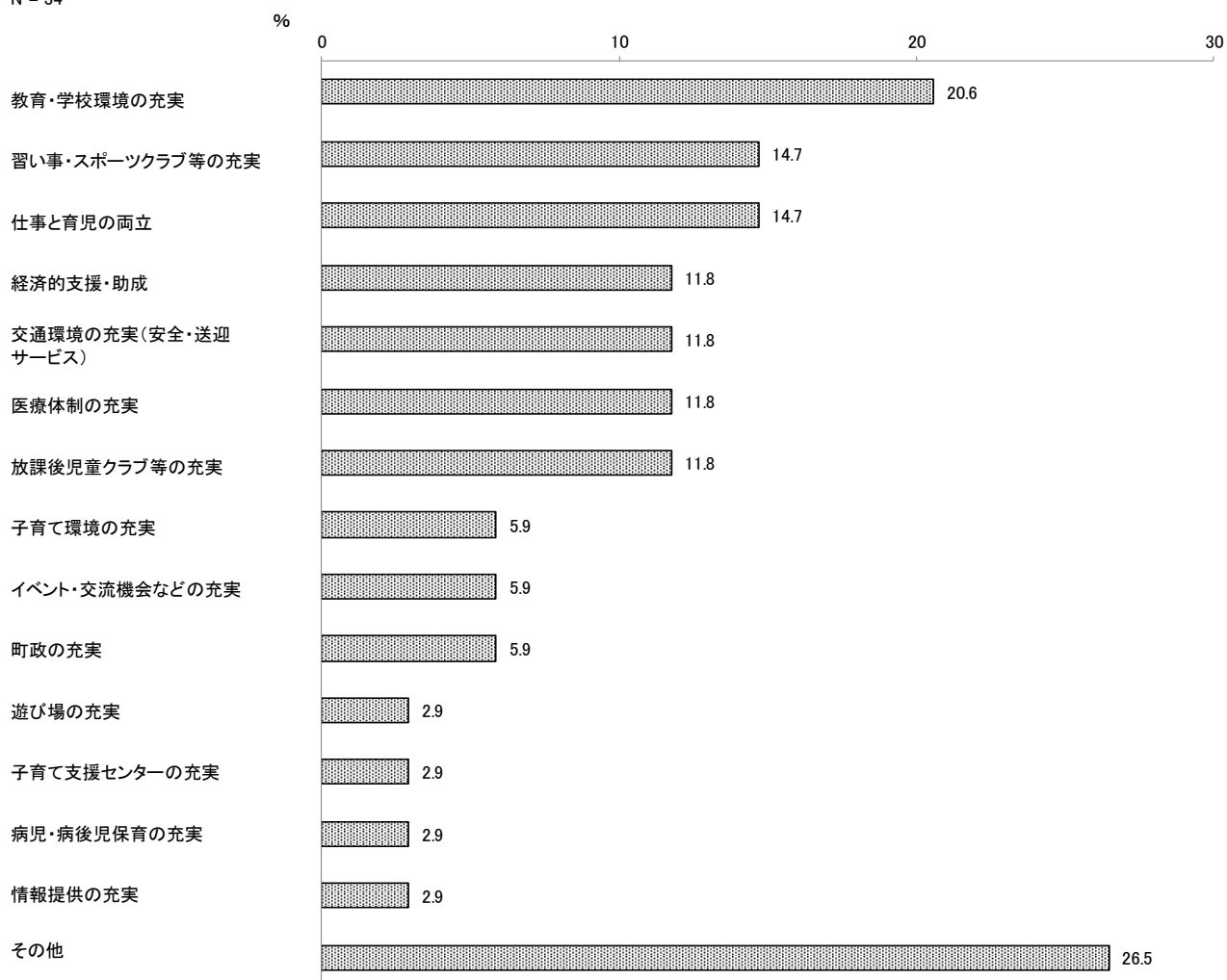
就学前児童調査では、回答者の33%が記述し、記述内容を分類すると「医療体制の充実」が22%と多く、次いで「経済的支援・助成」が16%、「子育て環境の充実」が14%となっています。

N = 37



小学生児童調査では、回答者の25%が記述し、記述内容を分類すると「教育・学校環境の充実」が21%と多く、次いで「習い事・スポーツクラブ等の充実」「仕事と育児の両立」がともに15%となっています。

N = 34



（１）幼児期の教育・保育の充実

アンケート調査によると、母親の就労状況については、就学前児童調査では 87.5%、小学生児童調査では 83.9%となっています。

就労している母親が多いことから、引き続き保育ニーズは高いことが想定され、今後の母親の就労状況及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

一方で、町内の認可保育園の入所率（定員に対する入所児童数）は令和元年度から令和3年度にかけては減少傾向で推移していましたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度末現在では 69.0%となっています。今後も児童数の推移や町民ニーズ等を勘案し、適切にサービスを提供していくことが求められます。

（２）相談体制や情報提供体制の充実

アンケート調査によると、気軽に相談できる人は、「親・兄弟姉妹などの身内」や「友人や知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、「自治体の子育て相談窓口」などの割合が低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、相談体制や情報提供体制の充実が求められます。

（３）仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、令和2年の本町の働く女性の割合は 50.2%となっています。また、（１）でみたとおり、アンケート調査での母親の就労割合は8割を超えており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、アンケート調査では、望ましい子育て支援施策として、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」や「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が多くなっており、仕事と子育ての両立に向けたさらなる支援の充実が求められます。

（４）多様な子育て支援施策の充実

アンケート調査（小学生児童調査）によると、家族以外に預ける場合に利用したい場所として、「祖父母含む親戚・知人」が63%、「利用しない」が12%ですが、「ファミリー・サポート・センター」が7%となっており、様々なニーズに対応した保育サービスの提供が望まれています。

また、アンケート調査（就学前児童調査）によると、利用したい病児保育等として、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が51%と多く、次いで「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が39%となっています。

アンケート調査によると小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所として、就学前児童調査では「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」が52%、小学生児童調査の低学年では「放課後児童クラブ」が26%、「放課後子ども教室」が15%となっています。

ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な子育て支援施策を充実していくことが求められます。

(5) 子育てしやすい環境の充実

アンケート調査によると、望ましい子育て支援施策として、就学前児童調査と小学生児童調査ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」が多くなっています。

自由意見においては、就学前児童調査では「医療体制の充実」「経済的支援・助成」「子育て環境の充実」などへの記述が多く、小学生児童調査では、「教育・学校環境の充実」「習い事・スポーツクラブ等の充実」「仕事と育児の両立」などへの記述が多く、これらについて重点的に取り組んでいくことが求められます。「習い事・スポーツクラブ等の充実」については、学習塾や各種教室、スポーツクラブなど、地域で支える子育ての充実が求められます。

(6) 育児への不安や負担の解消対策の充実

アンケート調査の自由意見においても、「経済的支援・助成」への希望は多くみられ、経済的負担軽減が求められています。

アンケート調査によると、子育て等についての相談相手として、相談者がいない方がおり、育児への不安や負担へつながることから現状の把握が必要です。

子育てに関する悩みや育児に関するストレスは、日常的なしつけがエスカレートし虐待につながる場合があることから、早期発見・早期対応など予防対策が必要です。

母子家庭等のひとり親家庭、障がい児のいる家庭は、家庭生活においても多くの困難を抱えていることが多いことから、孤立しないよう、気軽に相談できる場の確保など、きめ細かな支援が必要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

これからを生きる子どもが、健やかに生まれ、豊かな自然や文化環境の中で元気にのびのび育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、活気あるまちの担い手の育成につながります。また、子どもは、一人ひとり異なる個性や能力を持ち、将来の様々な可能性に満ち溢れています。この可能性を十分に開花させ、自立した大人へと成長していくためには、成長段階に応じた教育・保育等を通じ、すべての子どもたちが一人ひとりかけがえのない個性のある存在として認められるとともに健やかに成長できる環境の整備が求められます。

子どもは、家庭はもとより学校や地域との関わりの中で成長します。また、地域全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの健全育成を図ることがこれからのまちの成長にもつながります。

これを踏まえ、第2期計画の基本理念を踏襲し、本計画の基本理念を「未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち～一人ひとりが光輝く「あさひっこ」～」として、地域全体で子育てを支援し、一人ひとりが満天の星のごとく光輝く「あさひっこ」の笑顔があふれるあさひまちを目指します。

《基本理念》

未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち

～一人ひとりが光輝く「あさひっこ」～

2 基本方針

本計画では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を引き継ぐものとして、「朝日町子ども・子育て支援」を推進するため、3つの基本方針を掲げます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」に関する部分について、2つの基本方針を掲げます。

(1) 朝日町子ども・子育て支援における基本方針

① 「子ども」を応援

子どもがたくましく心豊かに育つことができる環境をつくる

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るくのびのび育っていけるよう、地域資源を活かした様々な体験機会を提供するとともに、家庭、学校、地域が一体となり「子ども」を応援するまちを目指します。

② 「子育て」を応援

安心して産み育てることができる環境をつくる

不安なく安心して健やかな子どもを産み育てることができるように、安心できる妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期からの子どもの健やかな発育を支えるための保健体制、保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支援し「子育て」を応援するまちを目指します。

③ 「地域ぐるみ」で応援

地域社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境をつくる

子育てを家庭の責任のみに委ねるのではなく、行政はもとより、企業を含めた地域社会全体で子どもを守り育てることの責務を担い、安心して子育てができる環境づくり、すなわち、子育て家庭が仕事と子育てを両立させ安心して子どもを育てることができるように「地域ぐるみ」で子育てを見守るまちを目指します。

(2) 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策における基本方針

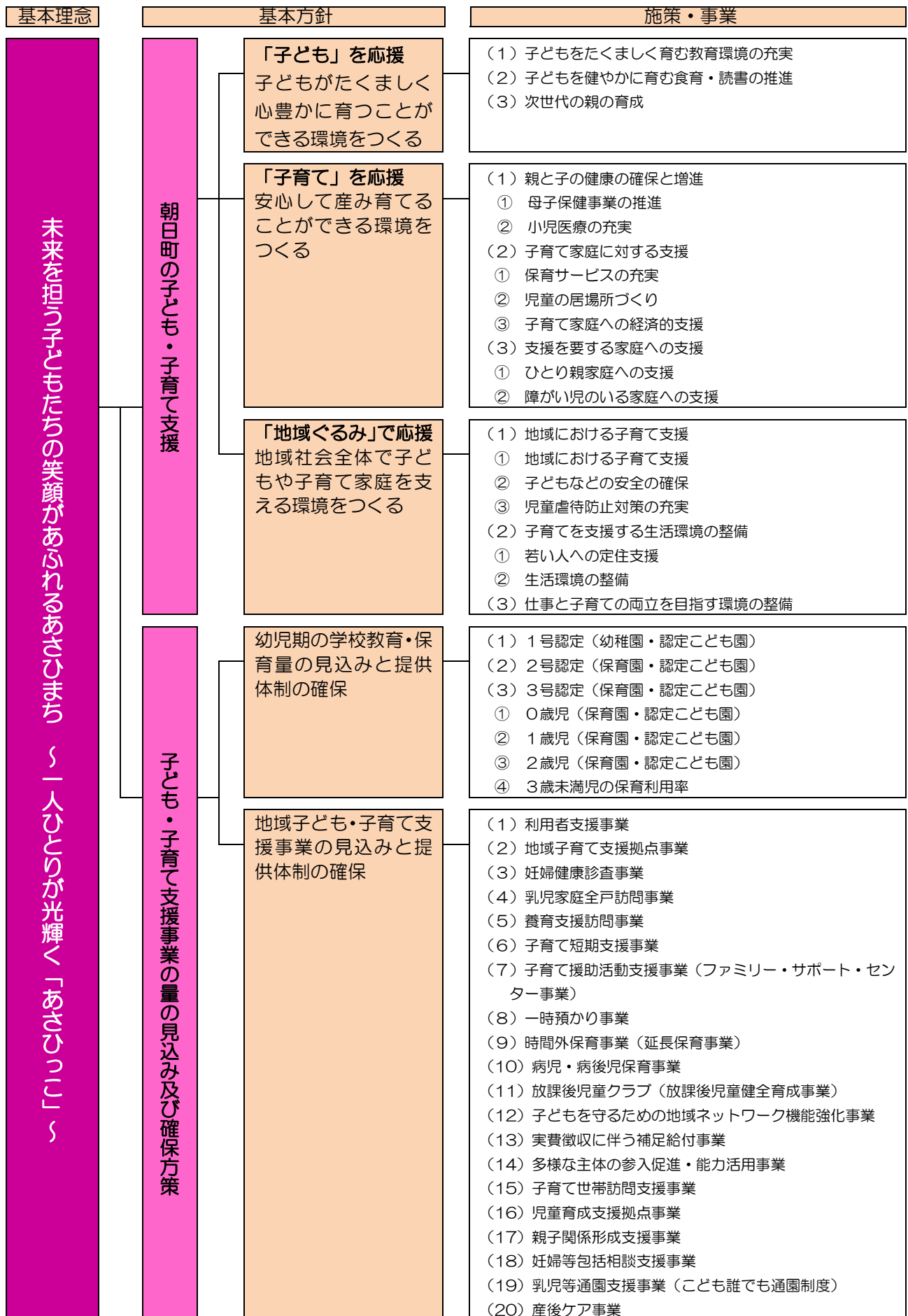
① 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

保育園・幼稚園・認定こども園について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

② 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

国が規定する地域子ども・子育て支援事業について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

3 子ども・子育て支援計画の体系図



第4章 朝日町の子ども・子育て支援

1 「子ども」を応援

(1) 子どもをたくましく育む教育環境の充実

次世代を担う子どもが社会人、そして、将来の親として必要なことを学び、個々の持つ豊かな感性を伸ばすことができるよう、教育環境を整えていくことが必要です。

また、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を持つことが必要です。子どもが自ら社会性を身につけられるよう、豊かな心を育てる体験活動の促進を図るとともに、生活習慣の乱れや肥満の増加などが指摘されている現状に対し、スポーツ環境の充実を図ることも重要です。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成するうえで重要な役割を果たすものです。

それに加えて、子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会との連携のもとに教育力を総合的に高めることが必要です。朝日町らしい「きらりとひかる学校・地域」の実現に向け、地域の方とともに町の宝である子どもたちを「みんなの手で育てる」意識を醸成しながら、これまでの取組を前進させ、義務教育期間全体を一貫した教育目標のもとで行われる義務教育学校「あさひ未来学園」を創設し、社会に貢献できる人材の育成を目指します。

ニーズ調査の「子育て環境」によると、「学校環境が安心できる」に『そう思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答した方が就学前児童では59%、小学生児童では61%となっています。また、「学校の教育水準が高い」に『そう思う』と回答した方が就学前児童では40%、小学生児童では35%となっています。

本町には、先人たちの知恵と努力によって培われてきた生活文化や、これまで築き上げてきたかけがえのない貴重な歴史・文化遺産をはじめ、豊かな自然に恵まれた素晴らしい環境があります。これらを教育の現場でも活用し、町に誇りを持ち、たくましく生き抜く人づくりと子どもが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の充実を図ります。

また、子どもたちが家庭、そして地域の中で様々な経験を通し、心身ともに健やかに成長していけるよう、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる教育力の向上を図ります。

《事業実施に対する考え方》

- 地域の資源・環境を活かした教育・体験型学習を推進します。
- 家庭・地域・学校が協同し、きらりとひかる学校・地域をつくります。
- いのちを尊重し、豊かな心とたくましい体を持つ子どもを育てます。
- 社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を持つ子どもを育てます。
- 安全・安心な教育環境づくりを推進します。
- 保育士の研修への参加を促進し、保育の質の向上に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、学校・保育園における課題解決の体制づくりを推進します。

《実施事業》

主 体	実施事業	事業内容	担当
保 育 園	保育園園外活動の充実	園外活動を増やし、郷土学習を充実します。様々な活動を通して物事を学び、強い探究心を養います。	保育園 健康福祉課
	家庭、地域の教育力向上「あさひ家庭教育学級」	保育園との連携事業「あさひ家庭教育学級」を実施し、子育てについて学習、相談できる機会を提供します。	教育文化課 保育園
保 育 園 ・ 小 学 校 ・ 中 学 校	保育園、小学校、中学校の連携の推進	就学時の不安や課題を持つ保護者に対して、教育支援委員会で相談や支援を行います。また、小・中学校入学時のスムーズな学校生活への移行対策として、保育園、小学校、中学校間の交流や相互参観などによる連携を図り、切れ目のない支援を実施します。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課
	保護者や児童・生徒に対するアンケート調査の実施	食育やしつけなどのアンケート調査を行い、状況を把握し、指導の参考にします。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課
	生活キャンペーンの実施	保育園、小・中学校、PTAと連携して「早寝・早起き・朝ごはん」「テレビ・ゲーム・スマホは控え目に」「毎日手伝い家族の一員」のキャンペーンの展開等、子どもの生活習慣の改善や健全育成運動を実施します。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 家庭
	特色を活かした魅力ある学校づくりの推進	総合的な学習を中心とした「探究のプロセス」を重視し、校内研修の相互交流を行い、授業改善を行います。語学力向上と国際理解を深めるため、外国語指導助手を配置します。	学校 教育文化課
	きめ細かな学習指導	きめ細かな学習指導を行うために、学習生活指導員を配置します。	学校 教育文化課
	職員研修の充実	教員等の資質向上のための研修、先進地視察、課題に応じた指導の工夫・改善を図ります。	学校・保育園 教育文化課
	教育相談活動、いじめ、不登校等への対応	生徒、保護者を対象に、教員による日常の教育相談活動のほか、県と連携しスクールカウンセラーを中学校に配置します。希望に応じて、小学生にも対応します。また、月1回程度教育相談日を設け、いじめや不登校等様々な教育相談に対応できる体制を整えます。	学校 教育文化課
	体力、技術向上の支援	小学生の体力向上と参加者同士の交流を目的に、陸上記録会、スキー記録会等を実施します。また、中学校部活動の技術向上のため、顧問以外の地域住民による外部指導者に指導を依頼しています。	学校 教育文化課 地域
	交流教育の推進	町外児童（宮城県七ヶ浜町など）との交流や、通常学級と特別支援学級間の交流、保育園と小学校との交流、世代間交流等を実施します。	学校・保育園 教育文化課
	学校教育施設改善・整備	子どもたちが安心して学べるよう、教育環境の充実を図ります。	教育文化課
	ふるさと学習の推進	地域住民を先生とする総合的な学習や学年行事など、様々な体験学習等の機会をつくり、町民としての自信と誇りを育みます。併せて地域の教育力向上を図ります。	学校 教育文化課 地域
	キャリアスタートウィーク事業	中学2年生を対象に3日間の職業体験学習を実施し、町の産業・農業等について理解を深めるとともに、働くことの大切さを学びます。	学校 企業・商店 地域

主体	実施事業	事業内容	担当
	郷土への提言活動	将来を担う小学生が町についての関心を深めるため、小学生による「子ども議会」を実施するとともに、その提言を施策に反映させます。	学校 教育文化課 議会事務局
	地域における体験学習の推進 「子ども会」 「公民館」 「地域スポーツクラブ」	自主・自立の心とたくましさを育てるために地域における様々な体験活動を実施します。子ども会活動を通して、地域の大人や上級生と下級生のふれあいの場をつくり、各自の役割と責任感を育てるとともに、子ども会間の交流事業を行います。また、中央公民館、中部・西部・北部の各公民館では、豊かな人間性など「生きる力」を育むとともに、地域の魅力を学ぶために、児童・生徒を対象とした体験、交流等の事業を行います。	教育文化課 地域
	郷土愛を育む活動の推進 「山形ふるさと塾」 「伝統文化子ども教室」	国や県と連携し、郷土文化の体験、郷土芸能の伝承と子ども達の育成を目的として活動している団体を支援します。 地域の自然環境を活かした、体験型の郷土学習を推進します。	教育文化課 地域
	家庭学習の支援	夏休み等のあさひ地域未来塾、受験対策としての英語・数学学習会など各種学習会を開催し家庭学習を支援します。	教育文化課
	合同修学旅行 外国語研修への支援	小学校合同修学旅行での外国語研修にかかる費用を支援します。	教育文化課
	中学生海外派遣事業	次世代を担う中学生を海外に派遣し、異文化との交流や体験を通して、豊かな国際感覚を身につけた積極的に未来を創造する人材を育てます。	教育文化課
	体育関係団体の育成	町内体育施設や小・中学校施設（体育館・校庭）を開放し、スポーツ振興の場を提供します。また、競技力の向上等を図るため、全国大会、国際大会に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付します。	教育文化課
	中学生・高校生の社会参加活動	交流ふれあいを目的に、中学生や高校生による福祉施設等へのボランティアなど、社会参加活動機会の充実を図ります。 また、中学生「きらり」と、高校生「JOKER」のサークル会員を増やし、社会参加活動を呼びかけ、ボランティアの醸成を促します。	教育文化課
	学校図書館の充実	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実のため、読書活動推進員を配置し、新刊図書を受入増を図ります。	学校 教育文化課
	コミュニティスクールを核とした学校・家庭・町民等の相互連携協力	家庭・地域・学校が協同し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進します。	教育文化課

(2) 子どもを健やかに育む食育・読育の推進

「食育」とは、食を通して人間として生きる力を育むことです。近年の食生活において問題にされている朝食欠食、偏食等の食習慣の乱れは、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しています。

ニーズ調査の「子育てで日頃悩んでいること、不安に感じること」によると、「食事や栄養」が就学前児童では34%、小学生児童では25%となっています。

本町では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけ、健康な体を育成するとともに、食を通じた豊かな人間性の育成や、家族と囲む食卓を推進することによって心身の健全な育成を図ってきました。引き続き、食習慣の形成時期である乳幼児期から、正しい食教育を受け、様々な食体験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、「食事の自己管理能力」を養います。

「読育」とは、読書を通じて心豊かな子どもを育てるものです。インターネットやテレビゲーム等により近年は読書離れがクローズアップされています。読書は、物事を多面的にみることができるようになる、知識が増える（知性が芽生える）、想像力が鍛えられる等、人間性の育成に大切な効果があります。読書離れが進むと「日本語の乱れ」や「考える力の減退」といったことも起こります。

本町では、読書離れをくい止めるため、人間性が育成される乳幼児期から、読書を通じて「心の栄養」を育てます。

《事業実施に対する考え方》

- 食生活をはじめとする正しいライフスタイルの確立を推進します。
- 子どもの健全な食生活の実現と読育による心身の成長を図るため、発達段階に応じた食育・読育を推進します。
- 実際に食材にふれる体験、給食などを通じて、子どもが食事のマナーを学び、食を楽しむ気持ち、食べ物を大切に作る心が育まれる活動の強化に努めます。

《実施事業》

区分	実施事業	事業内容	担当
食育	食育指導・啓発 「もぐもぐ相談」ほか	離乳期からの食事指導、中高校生へのダイエットの危険性についての指導等、年齢に応じた食育指導・啓発を行います。 食育指導は未就学児対象の指導が中心で、小学校入学以降は、主に栄養教諭による指導となります。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 家庭
	食に対する学習 機会の提供 「親子料理教室」ほか	農業体験や調理実習などを通して、生産者に対する感謝の心や食べることの楽しさを育む機会を提供します。 学校等における農業体験や、「親子料理教室」を開催し、体験を通じた食育を実施しています。 また、現在、町のりんご園でりんごの学習を実施しています。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 農林振興課 地域

区分	実施事業	事業内容	担当
	地域の食文化の伝承	管理栄養士や食生活改善推進員を中心に啓発活動を実施し、地域の食文化を伝承する取組を進めます。 管理栄養士による保育園の「食育の日」訪問において、毎月郷土料理の日を設けているほか、小・中学校における食生活改善推進員による郷土料理教室等を実施しています。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 農林振興課 食生活改善推進協議会 地域
	保育園での食育活動	園庭の畑で野菜を育てることにより、食べることの関心と楽しさを経験する機会の提供と、食への関心を高める取組を行います。 保育園において、野菜を育てる体験や、クッキング等を実施しています。	保育園 健康福祉課
	安全・安心な食品の提供	保育園や学校の給食に地元の食材を使用する地産地消を推進し、子どもたちに安全・安心な食物を提供します。 県内産のお米を使用した給食を行っているほか、地産地消に配慮した食材の調達を行っています。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 農林振興課 地域
読育	ブックスタート	もぐもぐ相談、1歳6か月、3歳児健診の際に絵本をプレゼントし「抱っこ」のあたたかさのなかで、絵本を開き、子どもに語りかけることによって、子どもとスキンシップを図ります。	子育て支援センター 保育園 健康福祉課 図書館
	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実	子どもの読みを広げ深める授業や、各教科・総合的な学習の時間における調べ学習などを通して、一人ひとりが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、学校図書館の学習センターとしての機能の充実を図るため、読書活動推進員を配置します。	学校 教育文化課
	お話会	本や民話に親しみ、感性を豊かにし、本とのふれあいを図るため読み聞かせを実施します。	子育て支援センター 図書館 教育文化課 健康福祉課 家庭
	図書館まつり	図書館まつりを開催し、本とふれあう機会を増やします。	図書館 教育文化課 家庭
	保育園・学校図書貸し出し	保育園・学校図書の貸し出しを推進します。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課 家庭

(3) 次世代の親の育成

将来親となる世代が人への関心や共感を高めていくためには、子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どもとの出会い、ふれあう機会を持つことは大変重要です。しかし、少子高齢化・核家族化の進展とともに、身近に赤ちゃんが少なくなったため、乳幼児に接する機会がないまま、親になる世代が増えています。

このことから、小・中学生等が、子どもを育てる喜びや大切さ、親の役割や家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を提供することが求められています。また、乳幼児にとっても、地域の小・中学生等との交流は、貴重で豊かな体験となります。子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していく必要があります。

思春期は、次代の親となるための礎となる大変重要な時期ですが、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちに接することが必要です。

《事業実施に対する考え方》

- 生活・福祉などの学習や体験活動を通じて、心身ともにたくましい子どもを育てます。
- 親も子どもも生き方を学び、子どもを産み育てる意義や大切さを理解します。
- 子どもや家庭を持つことの大切さを伝える機会をつくります。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
思春期・青年期の保健教育の推進	中学生や保護者を対象に、避妊や性感染症、薬物、飲酒、喫煙などの正しい知識を普及啓発するために、講習会等を実施します。	学校 教育文化課 健康福祉課
思春期講座	将来の子どもを産み育てる中学生・高校生を対象に、赤ちゃんとのふれあい体験を通し、命の大切さや健康づくりについて学べる講座を開催します。	子育て支援センター 教育文化課 健康福祉課
親としての自覚確立のための学習機会の提供	小・中学生が保育園児や乳幼児とふれあう機会を設け、いのちの大切さを学びます。また、妊娠前からの健康づくりの必要性や子どもを産み育てる意義や大切さを学ぶ機会を年齢に応じて提供します。	学校・保育園 教育文化課 健康福祉課
青少年育成の推進	青少年の健全育成のための各種事業への企画や運営協力等、地域住民の参画によりその推進を図ります。地域住民、学校、関係機関の参画により、青少年の非行防止と健全育成を図るため、長期休暇期間の街頭指導等を実施します。町民の総意を結集し次代を担う青少年の健全育成を図ります（青少年健全育成町民大会等の実施。）。	教育文化課

2 「子育て」を応援

(1) 親と子の健康の確保と増進

① 母子保健事業の推進

本町では、子どもを安心して産み、健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な支援や相談の場を提供しています。今後も、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携を図り、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、訪問指導、保健指導等の充実が重要となります。

ニーズ調査の「望ましい子育て支援施策」によると、「健診など子どもの健康の支援」が就学前児童では22%、小学生児童では26%となっています。

また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、子どもの事故予防のための安全対策なども含めて、親への相談指導等を実施するほか、子どもへの虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した母子保健事業の推進が必要です。そのためには、相談を受けた保健師や管理栄養士が、妊婦や母親の相談内容を聞き取り、わかりやすい説明ができるような対応能力やカウンセリング技術が求められていることから、保健師や管理栄養士の資質の向上が不可欠となります。

《事業実施に対する考え方》

- 心身ともに健康で妊娠・出産ができるよう、妊婦に対する医学的管理の充実や子育ての環境づくりと、個人の発育発達に合わせた育児支援を推進します。
- 妊娠や出産、育児に対する不安や悩みを解消し、負担感を軽減するために相談窓口の連携強化を図り、効果的に対応する体制を整えます。
- 保健師・管理栄養士・保育士等の研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- 助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行う体制を強化します。
- 母子健康手帳交付時から、母子保健コーディネーターや保健師との関係性が築けるようにし、特に支援が必要な妊婦については福祉部門と支援プランの共有を図ります。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
女性の健康相談	不妊や産前産後の体調について女性全般に関わる健康相談を行います。	健康福祉課
不妊治療費助成	不妊で悩んでいる方へ不妊治療費を助成します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	母子の健康の確保のために、母子保健法に基づき手帳の交付と知識の普及を行います。	健康福祉課
マタニティ相談	妊娠中の過ごし方、妊婦栄養指導、相談、仲間づくり、母乳栄養などの相談を受け、個別の支援を行います。	健康福祉課
妊婦健康診査助成	妊娠期の母体の健康を確保するために、妊婦健康診査の費用を助成します。	健康福祉課
母子保健指導	妊娠や子どもの病気予防や不安に思っていることなどに対し、保健指導を行います。	健康福祉課
養育支援訪問	妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態等子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、在住外国人の家庭などについて支援を強化します。	健康福祉課

実施事業	事業内容	担当
乳児家庭全戸訪問事業 「こんにちは赤ちゃん事業」	すべての乳児のいる家庭に保健師が訪問します。子育てに関する情報を提供するとともに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言や援助を行います。支援が必要な家庭を把握した場合は、こども家庭センターへつないでいます。	健康福祉課
新生児訪問	切れ目のない支援や、より専門的な育児の悩みについて対応するため、助産師資格を持つ母子保健コーディネーターが新生児（おおむね産後1か月以内）のいる家庭に訪問します。	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施 「すくすく健診」 「あさひっこ健診」	子どもの成長・発達状況の確認と病気の早期発見のため、生後4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行い、その結果に応じて子育て相談や、病気が見つかった場合は医療機関の紹介を行います。	健康福祉課
虫歯予防の推進	虫歯予防のためのブラッシング指導や歯の健康診査、フッ素塗布、洗口を行います。	健康福祉課 保育園
育児教室・離乳食相談 「もぐもぐ相談」	6～8か月児を対象に、離乳食を試食しながら離乳食の進め方を管理栄養士が指導します。	健康福祉課
母子保健に関する情報の提供と相談	「各種保健事業の日程」「休日当番医」を毎年度初めに全戸に配布するほか、広報紙やホームページ、チラシにより母子保健に関するサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。 妊娠届出時やこども相談では、実際に面談して資料を配布し、普及啓発を図っています。	健康福祉課 子育て支援センター
職員研修の充実	保健師・管理栄養士が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	健康福祉課

② 小児医療の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起ります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

ニーズ調査の「病気やけがの際の対応」によると、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が就学前児童では19%、小学生児童では7%となっています。

ニーズ調査の「子育て環境」によると、「医療が充実している」に『そう思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）と回答した方が就学前児童では79%、小学生児童では79%となっています。

本町においては、町外の医療機関に多くを依存せざるを得ない現状にあることから、広域的な視点から、小児医療の提供についての仕組みづくりを講じる必要があります。

《事業実施に対する考え方》

- 子どもを抱える保護者が安心して医療機関を受診できる体制を整えます。
- 病児・病後児保育事業の利用について、広域的利用できる体制を維持するとともに、利用料金の補助も引き続き実施します。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
かかりつけ医の促進	チラシ等を作成し、健診時等にかかりつけ医の啓発を行います。 乳幼児健診時にかかりつけ医がいるか確認しています。 乳児訪問時も予防接種のことやかかりつけ医を持つこと、小児救急について説明を行っています。	健康福祉課
山形県緊急電話相談の周知強化	緊急時の相談窓口として、緊急電話相談の周知を図ります。	健康福祉課
小児救急講座の開催	子どもの病気やけがに対する応急処置を学ぶことにより、安心して子育てできるように支援します。	健康福祉課
小児救急医療体制の整備	子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、小児救急医療体制の仕組みづくりと周知を図ります。	町立病院 健康福祉課
保育園内の医療体制の充実	あさひ保育園に常勤の看護師を配置し、体調不良児の保育及び園児の健康管理と指導を行います。また、嘱託医による内科・歯科・耳鼻科・眼科健診を実施します。	保育園 健康福祉課
学校内の医療体制の充実	嘱託医による内科・歯科・耳鼻科・眼科健診を実施しています。定期健康診断を基に、養護教諭を中心に受診勧奨や健康相談を実施します。	学校 教育文化課
事故防止の啓発	健診時にパンフレットを配布するなどして、乳幼児等の事故防止についての意識啓発を行います。	健康福祉課
応急手当の普及啓発	公共施設へのAED設置促進、心肺蘇生講習会を行い、応急手当についての知識と技術の普及啓発を図ります。	健康福祉課 総務課
病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際又は病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に一時的に児童を預かる病児・病後児保育事業の広域的利用及び利用料金の補助を実施します。	健康福祉課

(2) 子育て家庭に対する支援

① 保育サービスの充実

昨今、家庭の就労形態が多様化し、保育時間や保育形態などに対する保育需要が高まっています。子どもの健全な成長、幸せを第一に考えるとともに、保護者が仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを可能にする保育サービスの検討が重要となります。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「事業の利用状況」によると、「定期的に利用している」事業では、「認可保育園」が80%、「幼稚園」が5%となっています。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「不定期な事業の利用意向」によると、「利用希望はない」が52%と多いものの、「一時預かり」が30%、「ファミリー・サポート・センター」が13%となっています。

また、ニーズ調査の「望ましい子育て支援施策」によると、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が就学前児童では71%、小学生児童では56%となっています。

本町では、これまでも、保育サービスの充実に努め、恒常的な入所待機児童は発生していませんが、特に3歳未満児の保育園入園希望が増えており、こうしたニーズに対応するため、令和5年度に3歳未満児保育室の増築を行い、受入枠の拡大を図りました。

また、サービスの量的確保もさることながら、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められています。さらに、保育園は小学校への架け橋期であり、子どもたちが持つ力を伸ばしていくために、保育の質の向上を目指し、保育士の研修や施

設環境の整備改善が必要になります。

《事業実施に対する考え方》

- 子育ての第一義的責任は家庭であることを前提として、家庭の状況に応じたニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。
- 子育て家庭の需要を把握・検討しながら、待機児童が発生しないよう、保育の量の見込みを算出し体制を整えます。
- 安心・安全な保育環境の中で、健やかな身体と豊かな人間性を育むため、家庭・地域・子育て支援センター・小学校との連携を深め、地域に根差した保育園運営を目指します。
- 質の高い保育サービスを提供するために、保育士・子育て支援員の研修を充実させ、職員の資質向上を図ります。
- 保育室に各遊びのブース・コーナーを設け、子どもが興味のある遊びに継続して取り組める環境にすることで、自ら「気づき」を得られるように促し、小学校への架け橋期である幼児期の子ども自身の力を伸ばす保育に取り組みます。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
乳児保育	生後6か月以上の乳児を対象に実施。年度途中の入園に対応するため、保育士等の配置など受入体制を整え、乳児保育の充実を図ります。	保育園 健康福祉課
3歳未満児保育	3歳未満児保育への要望に対応するため、必要に応じ定員の見直しを行います。	保育園 健康福祉課
早朝・延長保育	核家族・共働き家庭等の諸事情のある家庭や地域の実態を考慮し、保護者側の事情に合わせた保育（早朝 7：00～、延長～19：00）を実施します。	保育園 健康福祉課
一時保育	保育園に入園していない児童で、保護者の傷病・入院等により一時的に保育が必要な児童を対象に保育（週 3 日、月 14 日以内）を実施します。	保育園 健康福祉課
保育サービス評価の実施	サービスの向上や保育内容の質的向上、保育サービスの需要調査を目的に、保育行政について評価する第三者委員会を開催します。	保育園 健康福祉課
職員研修の充実	保育士・子育て支援員が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	保育園 子育て支援センター 健康福祉課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援センター事業）	保護者が病気、出産、看病、事故、災害、冠婚葬祭等で養育が困難となった場合に、一時的に会員の自宅・子育て支援センターで預かるファミリー・サポート・センター事業の実施と周知の強化を図ります。協力会員の拡充を図るとともに、資質向上のための研修会を継続的に実施します。	子育て支援センター 健康福祉課 地域
保育に関する情報の提供と相談	広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。	保育園 子育て支援センター 健康福祉課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	幼児教育・保育の無償化の対象となる従来制度幼稚園や、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設を利用する対象者に十分な周知を行い、適切な給付を行います。	健康福祉課

② 児童の居場所づくり

子どもには、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた経験・体験が必要であり、それによって愛情や信頼感、思いやる心が育まれます。しかし、遊び場や遊ぶ機会の減少などから、子どもが自由に遊ぶことのできる時間が減少しています。子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の創造、様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

ニーズ調査の「子育て環境」によると、「公園やスポーツ施設が充実している」に『そう思わない』（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）と回答した方が就学前児童では69%、小学生児童では66%となっています。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「利用希望場所」によると、「放課後」では、「自宅」が55%、「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」が52%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30%となっています。「土曜日」では、「自宅」が64%、「祖父母宅や友人・知人宅」が35%、「習い事」が28%となっています。「日曜・祝日」では、「自宅」が69%、「祖父母宅や友人・知人宅」が30%、「その他（公民館、公園など）」が16%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「放課後の時間を過ごさせたい場所」によると、「低学年」では、「自宅」が44%、「放課後児童クラブ」が26%、「放課後子ども教室」が15%となっています。「高学年」では、「自宅」が68%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24%、「習い事」が23%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「放課後児童クラブの利用」によると、低学年では、「長期の休暇期間中」が71%、「土曜日」が31%、「利用していなかった・利用意向はない」が11%となっています。「高学年」では、「長期の休暇期間中」が78%、「土曜日」が28%、「利用していなかった・利用意向はない」が6%となっています。

本町においても、地域における児童数の減少により同地域・同世代の仲間と一緒に遊ぶ機会の減少と遊び場の確保が課題となっています。

児童の放課後の居場所については、核家族化、就労形態の多様化等により放課後こども教室、放課後児童クラブへの需要が高まっています。今後創設される義務教育学校に放課後児童クラブを併設する計画のため、ニーズに応えることができる施設整備を行う必要があります。放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して放課後の子どもたちに心豊かな体験を得られる環境づくりや、安全・安心に過ごせる居場所となるよう、地域住民の協力や支援員の研修体制を充実していくことが求められます。

また、子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、地域住民の経験や知識などを積極的に活用し、子育てを支える体制を整備し、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整えることが必要です。

《事業実施に対する考え方》

- 家庭・学校・地域との連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を整えます。
- 地域で活躍する指導員及びボランティアの研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して、子どもの居場所づくりを行います。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
放課後子ども教室	小学校児童の遊びを通した自主性、子ども同士のふれあう時間を持つことの大切さから、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民等による見守りや体験活動を推進します。 町内全学区で放課後こども教室を実施しています。 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して事業を実施します。	学校 教育文化課 地域
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 「りんごっこクラブ」	保護者の就労等により日中保育できない家庭の児童（小学校6年生まで）を対象に、放課後及び学校休業日における安全な生活の場を提供します。 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して事業を実施します。	放課後児童クラブ 健康福祉課
スポーツ少年団活動	スポーツ少年団活動の支援、スポーツ少年団間の交流や情報交換、指導者育成支援などを行います。	スポーツ少年団 教育文化課 地域
子どもの遊び場や公園の管理・整備	身近な地域での遊び場を確保するため、地域住民の協力を得ながら、公園の管理・整備に努めるとともに、定期的に点検を行います。	政策推進課 建設水道課 農林振興課 教育文化課 健康福祉課 地域
遊び教室の開催	世代の仲間と一緒に遊ぶ機会の減少等により、遊び方を知らない子ども達が増えている状況を踏まえ、遊びを指導できる人材の確保と事業の展開を図ります。	政策推進課 建設水道課 農林振興課 教育文化課 健康福祉課 地域
放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者研修会等の参加機会の充実	放課後子ども教室や放課後児童クラブの関係者が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努められるよう、参加機会の充実を図ります。	放課後子ども教室 放課後児童クラブ 教育文化課 健康福祉課

③ 子育て家庭への経済的支援

子どもを育てる家庭は若い世代である場合が多く、収入も限られており、家計に占める子育て費用の割合は大きくなっています。

ニーズ調査の「望ましい子育て支援施策」によると、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童では72%、小学生児童では71%となっています。

本町では、子育て家庭を支援するため、子育て支援医療費の助成、児童手当の支給に加え、保育園の保育料軽減や小・中学校の給食費無償化など、子育てにかかる経済的負担の軽減対策を講じてきました。引き続き子育てに関する経済的支援を行い、子育て家庭を応援します。

《事業実施に対する考え方》

- 高校生までの医療費完全無料化等を引き続き実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 保育園の給食で米飯を提供し、完全給食無償化を実施することで、負担の軽減を図ります。
- 小・中学校の給食費無償化を引き続き実施し、負担の軽減を図ります。

《実施事業》

時期	実施事業	事業内容	担当
出産期・乳幼児期	出産育児一時金の支給	各種健康保険の被保険者が出産をした時に、出産育児一時金を支給します。出産費用に係る分を保険者から直接医療機関等に支払うこともできます（出産育児一時金直接支払制度）。	健康福祉課 各保険者
	妊婦のための支援給付交付金	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から支援給付を行います。	健康福祉課
	未熟児養育医療制度	入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合、医療費を助成します。	健康福祉課
	すこやかあさひっこ祝金・祝品	お子さんの誕生を祝して、町より祝金と祝品を贈呈します。祝品は町内事業所の協力により作成したギフトカタログの中から好きな商品を選んでいただきます。	健康福祉課
	おたふくかぜ予防接種助成事業	おたふくかぜ（満1歳から6歳までの未就学児を対象）の予防接種費用を助成します。	健康福祉課
	未満児家庭保育応援金	保育施設に入所せず、家庭で満7か月以上の3歳未満児を保育する家庭へ、経済的支援を目的に応援金を支給します。	健康福祉課
保育園	完全給食提供・無償化	あさひ保育園を利用するすべての子どもに米飯を含めた給食を提供し、費用を無償化します。また、朝日町から教育・保育給付認定を受け、町外教育・保育施設等を利用する子どもの副食費を補助します。	健康福祉課
	土曜保育の給食実施	土曜保育においても、給食を実施します。	保育園 健康福祉課
	保育園通園バス無料化	保育園の通園バス利用料金無料を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育園 健康福祉課
	保育園延長保育料軽減	保育園の早朝保育7時から8時及び16時から18時までの延長保育について無料化します。	保育園 健康福祉課
小・中学校期	給食費の無償化	小・中学校の給食費を無償化し、負担軽減を図ります。	教育文化課
	通学の支援	山形直行バスの運行、バス定期券補助、特別支援学校通学助成等、通学に対する支援を行います。	政策推進課 教育文化課 健康福祉課
	教育費の軽減	経済的な理由により、小・中学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費を支給します。	教育文化課
	スポーツ大会等出場選手激励金の交付	競技力の向上等を図るため、全国大会・国際大会に出場する個人及び団体に対して、激励金を交付します。	教育文化課
	奨学金の貸付・返還支援	高等学校・大学・各種学校などへ在学、進学の際、希望の学資の支弁が困難な方を対象に、奨学金の貸付を行います。また、県内企業等へ就業し、町内に定住する人に対し、県と連携し奨学金の返還支援を行います。	教育文化課 政策推進課

時期	実施事業	事業内容	担当
全年齢	はばたくあさひ 応援金	中学校を卒業し、高等学校等へ進学する16歳年度の子 どもがいる家庭に応援金を支給します。	健康福祉課
	貸付制度に関する 情報提供と 相談	交通遺児貸付制度、母子父子寡婦福祉資金制度、奨学金 貸付制度等の周知を図るとともに、相談に応じます。	総務課 健康福祉課 教育文化課
	子育て支援医療 費助成	0歳から高校生までを対象とし、医療費負担の助成（完 全無料化）を行います。	健康福祉課
	児童手当支給	次世代を担う子どもの育ちを社会全体で支えるため、高 校生までの子どもを養育する保護者に児童手当を支給 します。	健康福祉課
	子育て応援パス ポート事業	妊婦又は18歳までの子どものいる家庭に対して、協賛 する企業や店舗等による商品購入額割引等のサービス 等を提供し、子育てを応援します。	総合産業課 健康福祉課 企業・商店
	季節性インフル エンザ予防接種 助成事業	18歳以下の子どもを対象に、季節性インフルエンザ予 防接種費用を助成します。	健康福祉課
	子育て短期支援 事業	社会的養護施策の子育て短期支援事業所の確保に努め、 保護者が疾病・仕事等の理由で子どもの養育が一時的に 困難となったとき、必要な保護を行います。	健康福祉課

（３）支援を要する家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

離婚の増加等により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。

ニーズ調査の「回答者の配偶関係」によると、「配偶者はいない」が就学前児童では7%、小学生児童では9%となっています。

ひとり親家庭については子育てをするうえで経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの困難を抱えている場合があります。

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、相談や情報提供をはじめ、きめ細かな福祉サービスの展開と経済的支援を行います。

また、県や関係機関と連携しながら、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を充実し、ひとり親家庭を地域や社会全体で支援していくことが必要です。

《事業実施に対する考え方》

○相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上とひとり親家庭の生活の安定と自立を図ります。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
母子父子寡婦福祉 資金貸付	母子家庭・父子家庭及び寡婦等を対象に生活資金等の貸 付を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭等医療 費助成	18歳までの児童がいる母子家庭・父子家庭及び父母の いない児童を対象とし、医療費の助成を行います。	健康福祉課

実施事業	事業内容	担当
児童扶養手当支給	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の親や、父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。	健康福祉課
就労支援	母子家庭の母が自立のために資格や技能を習得する場合に支援します。	健康福祉課 総合産業課 商工会 企業・商店
子育て生活支援	ひとり親家庭で一時的に援助が必要な場合、子育て生活支援員を派遣します。	健康福祉課
ひとり親家庭学習支援	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を開催し、学習指導を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭に関する情報の提供と相談	児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図るとともに、ひとり親家庭に関する相談に応じます。	健康福祉課

② 障がい児のいる家庭への支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、精神発達の課題や障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。特に最近では、発達障がいや医療的ケアを必要とするなど多様な障がいのある方には、保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実が必要です。

また、障がいの重度・重複化、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム等への対応など、障がい児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障がいのある子どもたち一人ひとりが自らの能力を最大限発揮し、自己実現が図られるよう、ライフステージに応じた支援が必要となります。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「自由意見」によると、「障がい児支援」が3%となっています。

障がい児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障がい児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

さらに、障がい児の家族が抱える不安や疑問を解決できるサービスの周知や専門的な医療・障がいの相談体制の充実が求められています。

《事業実施に対する考え方》

- 医療機関や関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- 一人ひとりの子どもの特性や、ライフステージに合わせた一貫した支援を進めます。
- 相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上と保護者の養育支援を行います。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
発達相談事業	保育園に公認心理師と保健師で訪問し、発達の気になる子どもの発達相談を実施しています。	健康福祉課 教育文化課
あさひ育児相談	子どもの成長発達や日頃の育児について公認心理師との発達相談会（あさひ育児相談事業）を実施しています。	健康福祉課
学校教育における支援	心身障がいをする児童・生徒の適正な就学を促進します。「ことばの教室」による早期訓練等を行い、小学生や言語障がい児の通級を促進し、障がいの程度に応じた教育の充実を図ります。通常学級と特別支援学級間の交流を図ります。県立特別支援学校の教諭や県立療育センターの相談支援員による巡回指導を継続的に実施します。	学校・保育園 教育文化課
学校教育施設の改善・整備	学校教育施設をスロープ・手すり等を設置し、障がい者用施設整備を図ります。	学校 教育文化課
障害者手帳の交付	身体・知的・精神に障がいのある方に対し手帳を交付します。	健康福祉課
補装具等の給付	身体障がいにかかる日常動作を補うための補装具の給付を行います。	健康福祉課
福祉サービスの充実	療育を必要とする児童が日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練指導等を受けられる、障害児通所支援等の福祉サービスの充実に努めます。また、ニーズの高まりを考慮し、利用しやすいサービス提供体制の構築を図ります。	健康福祉課
地域生活支援事業	在宅の障がい児に対し、日常生活の能率の向上と便宜を図るための用具の給付、社会参加を促すための移動支援、保護者の介護負担軽減のための日中一時支援などのサービスを提供します。	健康福祉課
特別支援学校就学支援及び通学支援	特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者を経済的に支援します。また、特別支援学校に通学する児童・生徒の足を確保するため、通学車両の運行を行います。	健康福祉課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	障がい児福祉を推進するため、一定の障がいがあると認められた児童の父母等に、児童が20歳になるまで手当を支給します。	健康福祉課
重度心身障がい（児）者医療費助成	精神、身体に重度の障がいのある方を対象に医療費の助成を行います。	健康福祉課
障がい児にやさしい住まいづくりの推進	住宅改修費を補助し、在宅の重度身体障がい児の自立した生活を支援するため、住宅環境の整備の推進を図ります。	健康福祉課
障がいに関する情報の提供と相談	障害年金・特別児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図り、相談に応じます。	健康福祉課 税務町民課
発達支援保育	発達支援が必要な子どもを他の園児と一緒に保育し、互いに成長できるよう図ります。	保育園 健康福祉課
職員研修	障がい児保育を担当する保育士の研修を実施し、保育士の資質の向上を図ります。	保育園 健康福祉課
関係機関との連携	障がい児支援の体制を整備するにあたり、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、地域の関係機関と連携し、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある児童への支援体制の整備を行うよう努めます。	健康福祉課

3 「地域ぐるみ」で応援

(1) 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援

核家族化が進み、地域において人と人とのつながりが希薄化している昨今では、昔のように、同居している祖父母や近所の知人などに、保育園の送り迎えを頼むことや、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況にあります。

ニーズ調査の「病気やけがの際の対応」によると、「親族や知人を頼りたい」が就学前児童では5%、小学生児童では6%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「子どもをみてもらえる親族・知人の有無」によると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が58%、「緊急時や用事には祖父母等の親族にみてもらえる」が37%となっています。

また、通常は保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者の急な用事が生じた場合等、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

こうしたことから、子どもの健やかな成長を考えると、親と子のふれあう時間が大切ですが、核家族化、就労形態が多様化し、子どもとふれあう時間が減少している状況にあることから、子どもを産み育てることに希望を持ち、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びを実感できる総合的な支援を行う必要があります。

《事業実施に対する考え方》

- 子育て支援に関する情報の発信の強化を図ります。
- 町の宝である子どもや子育て家庭を、みんなで応援する活動を展開します。
- 行政内部の連携はもちろん、関係機関や団体・地域との連携を深め、ネットワーク化による総合的かつ効率的な支援を行います。
- 地域ぐるみで子どもを健やかに育む居場所づくりを行います。

《実施事業》

時期	実施事業	事業内容	担当
妊娠 期	妊娠期の子育て講座の開催	妊娠・出産・育児について学ぶ機会として、パパママ学級を開催します。 また、子育て世代のサポーターとなる祖父母を対象として、子育ての今と昔について学ぶ講座を開催します。 妊娠・出産について学ぶ機会として、中高生に思春期講座を開催します。	健康福祉課
乳 幼 児 期	子育てサークルの育成	子育てを通じた仲間づくりや情報交換、自主的活動を推進するため、保護者同士のサークル活動を育成します。	子育て支援センター 健康福祉課
	地域子育て支援センター事業	「子育て支援センターあさひ」において、親子交流や講座の実施、子育てに関する相談・助言・情報提供を行い、子育て家庭を支援します。 支援センターの休館日についても検討します。	子育て支援センター 保育園 健康福祉課 教育文化課 地域

時期	実施事業	事業内容	担当
	子育てボランティア活動（子育て支援センター事業） 「あさひ子育て応援隊」	町の宝である子どもたちを町民みんなで育てるために「あさひ子育て応援隊」を中心に、ボランティア活動を展開します。	子育て支援センター 健康福祉課 地域
	こども相談	子どもの健康や栄養について、個別的な相談に応じ、必要な保健指導・栄養指導を毎月行います。	子育て支援センター 健康福祉課
	子育て講座（乳幼児期）	育児の大切さ、育児の正しい知識の普及や情報提供、育児参加への意識向上等を目的に、両親や祖父母を対象としたパパママ学級、祖父母学級を実施します。経産婦でも希望される方もいます。	健康福祉課
	子育て世帯訪問支援	支援を必要とする子育て家庭に家事・育児支援を目的にヘルパーを派遣します。	健康福祉課
小・中学校期	学校教育相談	進路・いじめ・非行等教育全般についての教育相談や、子育てやしつけ、子どもを取り巻く家庭環境等家庭教育についての相談を受付けます。児童相談所や保健所などの専門機関の紹介も行います。	学校 教育文化課 民生委員・児童委員
全年齢	子育てに関する情報の提供	子育てに関する情報をまとめた「子育てガイドブック」を発行します。 また、広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図ります。	健康福祉課

② 子どもなどの安全の確保

子どもや妊産婦の交通安全を確保するためには、交通事故の実態に対応した総合的な安全対策を積極的に推進する必要があります。このため交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及・徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持など、これらの安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

さらに、子どもはわが身に迫る危険に対して無防備なことから、親はもちろんのこと、社会全体で子どもに起こりうる危険をできるだけ取り除き、安全を確保しなければなりません。

ニーズ調査の「子育て環境」によると、「治安がよい」に『そう思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答した方が就学前児童では79%、小学生児童では65%となっています。また、ニーズ調査の「望ましい子育て支援施策」によると、「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前児童では64%、小学生児童では56%となっています。

本町では、年間を通じた交通安全運動、保育園・小学校においては、交通安全専門指導員による指導を行っています。今後も子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、小学校や交通安全教育を行う機関・団体等と情報交換を行うなど、連携・協力体制の強化を図り総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

また、子どもが犯罪被害に遭わないような、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪等の防止に配

慮することが必要になります。

また、子どもを犯罪から守るためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせることと、地域ぐるみで子どもの安全を守る取組が必要になります。そのため防犯講習や防犯対策は、警察、学校、PTA、地域、企業などと緊密な情報交換や、地域パトロールを実施するなど、連携・協力体制を強化し、子どもの安全確保を推進していく必要があります。

《事業実施に対する考え方》

○子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、登下校の見守りや放課後の居場所づくり等の対策を推進します。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
学校教育施設の改善・整備	危険箇所の改善や耐震診断結果に基づく耐震工事など、学校教育施設の改善・整備を実施します。	教育文化課
安全・安心な学校・保育園づくりの推進	避難訓練や防犯学習、危険箇所の点検、交通ルール習得のための安全教室の開催や、PTA等との交通安全街頭指導など、安全教育を推進します。非常通報装置を設置した保育園では、その使用を想定した避難訓練も実施します。	学校・保育園
安全・安心な地域づくりの推進 「子ども 110 番の家」 「子ども見守り隊」 「防犯活動の推進」 「交通安全活動の推進」	子どもが助けを求められる「子ども 110 番の家」協力世帯を広げ、通学等の安全を図ります。また、地域住民の協力による「子ども見守り隊」の活動を実施します。犯罪を未然に防ぐため、関係機関と連携を図り防犯活動を実施するとともに、防犯灯の整備を進めます。交通事故を未然に防ぐため、交通安全専門指導員による交通安全教室等の交通安全活動を実施するとともに、防護柵・道路反射鏡等の整備促進や除雪対策の充実を図ります。	学校・保育園 健康福祉課 教育文化課 総務課 地域・警察 防犯協会 交通安全推進協議会

③ 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待に関する相談件数は年々増加の傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。

ニーズ調査の「児童虐待についての認知状況」によると、就学前児童では、「身体的虐待」「性的虐待」がともに 96%、「心理的虐待」が 93%となっています。小学生児童では、「身体的虐待」が 91%、「性的虐待」が 87%、「心理的虐待」が 86%となっています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいないことや、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートしてしまうなど、その背景は多岐にわたります。一口に因果関係を見極めることは困難ですが、どの家庭にでも起きる可能性があります。そして児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、さらに深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、早期対応、保護・支援・アフ

ターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講じる必要があります。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には即対応できるよう、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

国は、母子保健及び児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援等を実施するため、「こども家庭センター」の設置を市町村の努力義務として法規定しました。これを受けて、本町でもさらなる支援体制を強化するため、令和6年4月に「こども家庭センター」を健康福祉課内に設置し、相談支援等を行っています。

本町では、児童虐待による重大事件は発生していませんが、潜在的な児童虐待も考えられることから、要保護児童対策地域協議会を開催し、各関係機関と連携を図り、ネットワークを効果的に機能させ、早期発見・早期対応を図り、児童虐待を防止し、児童の健やかな成長を支援します。

《事業実施に対する考え方》

- 体罰によらない子育てを推進します。
- 子どもの虐待の発生予防のため、早期発見・早期対応と関係機関の情報交換によるネットワーク化を進めます。
- 子育て中の親の育児不安などに対する相談体制を強化します。
- 児童虐待や要保護・要支援児童に対応するため、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応を行う体制を強化します。
- こども家庭センターを軸とし、子育てに困難を抱える家庭への支援を行います。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）	朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）で、児童虐待の発生防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行います。また、支援が必要な子どもや家庭に対する支援策や子育て支援施策全般についても総合的に調整・検討します。	健康福祉課 教育文化課 学校・保育園 民生委員・児童委員 警察

（２）子育てを支援する生活環境の整備

① 若い人への定住対策

昨今の人口の減少と少子化は、子どもを産み育てる若年層世代の町外転出等が原因となっている面もあり、住まいや就業の場の確保など、若者の定住対策が必要です。

ニーズ調査の「子育て環境」によると、「きれいで住みやすい住宅が多い」に『そう思う』（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答した方が就学前児童では48%、小学生児童では36%、「子育て世帯向けの住宅が多い」に『そう思う』と回答した方が就学前児童では26%、小学生児童では26%となっています。

本町においても、地元就職したくても働く場が数少ないなどの理由で、若年層世代が都市圏へと流出する傾向が続いています。

若者の定住促進に向けて、若者が気軽に集まれる場の提供や町内外の若者等が交流できる施設の整備を行い、住み続けたいと思う魅力のあるまちづくりを推進し、定住につな

がるよう様々な面からフォローアップを行います。

《事業実施に対する考え方》

- 若者の活動を応援します。
- 子育てをされる方が、ずっと住み続けたいような町を目指します。
- 朝日町に転入したり、戻ってきても安心して子育てができる町を目指します。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
次代の担い手の育成	若者が地域で活躍できる環境をつくります。	地域 政策推進課 教育文化課
働く場の確保・就労支援	町内産業の振興や起業の育成支援を行い、安定した暮らしができる雇用を確保します。特に、新規学卒者や新規就農者の支援を強化します。	農林振興課 総合産業課 商工会 企業・商店
婚活応援	婚活イベント等による出会いの場を提供します。 県公式マッチングアプリの活用を推進し、出会いづくりを応援します。 仲人活動をしている方への支援も行います。	政策推進課
宅地の分譲	手頃な価格の宅地を提供し、町内定住を促進します。 大谷東住宅団地については土地を購入し、住所を移した方に助成金を交付します。	建設水道課
木材製品利用住宅建築奨励助成	新築及び増改築される住宅で、町内製材業者から納入された寒河江西村山管内産の西山杉を使用し、町内建設業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
持家住宅建築奨励助成	自ら居住する住宅の建設工事（新築・増改築・修繕等）を町内建設業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
合併処理浄化槽設置助成	快適な生活環境づくりの一つとして、合併処理浄化槽の設置を促進します。	建設水道課
転入の促進	空き家等バンクの業務委託による魅力化・利便性の向上、移住コンシェルジュの配置、空き家等改修支援、就農支援等を行い、転入促進を図ります。	建設水道課 政策推進課 農林振興課
交通アクセスの充実	デマンドタクシー「あいのり号」、山形直行バス運行等により町民の足を確保し、生活の利便性向上を図ります。	政策推進課

② 生活環境の整備

住宅は、生活の基盤であり、かけがえのない空間です。

本町では、子育て世帯において、子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる良質な住宅の整備が求められていることから、子育てを担う世代向け賃貸住宅の供給を維持していく必要があります。

妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していくうえで、現在の社会には様々な障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、妊産婦や子ども、高齢者や障がい者などすべての人が利用しやすい施設になるようにバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりと情報提供の周知を図る必要があります。

《事業実施に対する考え方》

○自然豊かな環境の中で、のびのびと安心して子育てができる環境づくりを地域一体となって進めます。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
町営住宅の提供	7施設（97戸）ある町営アパートを提供します。	建設水道課
安心して外出できる環境の整備	道路の新設、改良にあわせて、乳幼児や高齢者等の交通弱者に配慮した道路整備や、交通安全施設の整備を図ります。	建設水道課
利用しやすい施設の改善・整備	公共施設にスロープや手すりを設置するなど、バリアフリーの推進を図ります。また、子ども連れでも利用しやすい子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベッド授乳スペース等の整備、設置等を推進します。事業所等にも働きかけます。	総務課 建設水道課

（３）仕事と子育ての両立を目指す環境の整備

近年女性の就業者が増加し、男性、女性ともに仕事も家庭生活も両方大事にしたいという考え方を持つ人が増えてきています。

子どもを育てながら仕事を継続するには、男性の育児参加の面からも、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指し、すべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進める必要があります。

ニーズ調査の「望ましい子育て支援施策」によると、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が就学前児童では71%、小学生児童では56%となっています。

また、ときに家庭や自分の生活よりも仕事を優先することを求められるなど、仕事と子育てを両立するためには、個人や家庭での努力だけで解決することが難しい状況も多くみられます。家庭のみならず、地域住民、雇い主が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行を解消する意識改革が必要です。

このほか、働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容、育児休業を取得しやすい環境整備、出産や育児のために退職した人の職場復帰や再雇用など、雇い主のきめ細かな対応が望まれます。

このことから、本町においても就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら実施するなど、仕事と子育てを両立できるような就労環境づくりを推進します。

《事業実施に対する考え方》

○男女がともに子育てをするという男女共同参画意識を啓発します。
 ○国・県・関係団体などと連携しながら、事業所や労働者に対して子育てしやすい職場環境づくりを啓発します。
 ○保育需要に合った保育サービスを検討し実施します。

《実施事業》

実施事業	事業内容	担当
男女共同参画の促進	男女共同参画社会の実現に向けて、パパママ学級などのセミナーや情報の提供を行います。	政策推進課 健康福祉課
子育てしやすい職場環境づくりの推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男女ともに育児休業や子の看護休暇等を積極的に取得できるようになるなど、関係法制度の普及・定着を進めます。	政策推進課 健康福祉課 総合産業課 商工会 企業・商店

第5章 提供区域における実施計画

1 教育・保育提供区域

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

町内には現在、保育園が1園、小学校が3校ありますが、教育・保育の提供体制から、町全体を1区域として設定します。

《教育・保育提供区域》

区分/施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		町全域
	② 地域子育て支援拠点事業		町全域
	③ 妊婦健康診査事業		町全域
	④ 乳児家庭全戸訪問事業		町全域
	⑤ 養育支援訪問事業		町全域
	⑥ 子育て短期支援事業		町全域
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		町全域
	⑧ 一時預かり事業		町全域
	⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）		町全域
	⑩ 病児・病後児保育事業		町全域
	⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		町全域
	⑫ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業		町全域
	⑬ 実費徴収に伴う補足給付事業		町全域
	⑭ 多様な主体の参入促進・能力活用事業		町全域
	⑮ 子育て世帯訪問支援事業		町全域
	⑯ 児童育成支援拠点事業		町全域
	⑰ 親子関係形成支援事業		町全域
	⑱ 妊婦等包括相談支援事業		町全域
	⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		町全域
	⑳ 産後ケア事業		町全域

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 「量の見込み（ニーズ量）」の算出の考え方

「量の見込み（ニーズ量）」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込みのことですが、その算定方法は、国の手引き（「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」）に示されており、ニーズ調査結果に基づく潜在的ニーズを含む利用意向率や実際の利用状況、児童の人口推計等から、その手引きに基づき算出します。

ただし、第2期計画までのニーズ量の算出結果を踏まえると、国の手引きに基づき算出したニーズ量が必ずしも本町のニーズ量として妥当ではないため、実際の利用状況、児童の人口推計等からニーズ量を算出しました。

(2) 「確保方策（供給量）」の算出の考え方

「確保方策（供給量）」とは、特定の保育サービスが、施設・事業者等によって、いつ、どれだけ提供されるかという見込み量です。

ニーズ量に対して供給量が不足している場合には、どのように供給量を確保していくかを検討する必要がありますが、実際にそれぞれの保育サービスのニーズ量に対してどれだけ供給量を確保できるかについては、本町の財政的な問題のほか、事業者が実際にどれだけ保育サービスを実施しようとするかという意向の影響を受けることになります。

3 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

「1号認定」として計上されるニーズ量は、幼稚園に通うが預かり保育の利用は希望しない子ども及び認定こども園の幼稚園機能部分を利用する子どもです。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度※
町外施設での受入	人	0	1	0	0	1

※令和6年度は見込み値。以降、本章において共通。

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員	人	0	0	0	0	0

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育・保育施設	人	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

○本町での実施予定はありませんが、利用希望する方がいた場合は広域利用で対応します。

(2) 2号認定（保育園・認定こども園）

「2号認定」として計上されるニーズ量は、保護者が共働きであるなどの理由で、保育園・認定こども園の利用を希望する子どものうち、3歳児から5歳児までの子どもです。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内	町内施設	人	93	85	87	90
在住者	町外施設	人	0	0	0	1
町外在住者	人	2	1	2	1	1
計	人	95	86	89	92	77

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内	町内施設	人	75	68	69	52
在住者	町外施設	人	1	0	0	0
町外在住者	人	0	1	1	1	1
計	人	76	69	70	53	49

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内	町内施設	人	137	136	136	136
在住者	町外施設	人	1	0	0	0
町外在住者	人	0	1	1	1	1
計	人	138	137	137	137	137

《事業実施に対する考え方》

〇保育園・認定こども園の2号認定は、町内に1つある保育園ですべて受け入れることが可能ですが、幼稚園の利用を希望する方がいた場合は、幼稚園及び預かり保育を、広域利用にて対応します。

(3) 3号認定（保育園・認定こども園）

「3号認定」として計上されるニーズ量は、認可保育所、地域型保育給付事業を利用する子どものうち、0歳児から2歳児までの子どもです。

① 0歳児（保育園・認定こども園）

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内	町内施設	人	8	6	12	10
在住者	町外施設	人	1	0	0	0
町外在住者	人	0	0	0	0	0
計	人	9	6	12	10	9

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内	町内施設	人	10	10	10	10
在住者	町外施設	人	0	0	0	0
町外在住者	人	0	0	0	0	0
計	人	10	10	10	10	10

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内	町内施設	人	15	15	15	15
在住者	町外施設	人	0	0	0	0
町外在住者	人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育※	人	0	0	0	0	0
計	人	15	15	15	15	15

※幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、幼稚園における長時間預かり運営費支援事業

② 1歳児（保育園・認定こども園）

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内	町内施設	人	18	20	11	23
在住者	町外施設	人	0	1	0	0
町外在住者	人	0	0	0	0	0
計	人	18	21	11	23	20

《量の見込み》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内 在住者	町内施設	人	17	12	15	15	15
	町外施設	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	17	12	15	15	15

《確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内 在住者	町内施設	人	24	24	24	24	24
	町外施設	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり 保育※		人	0	0	0	0	0
計		人	24	24	24	24	24

※幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、幼稚園における長時間預かり運営費支援事業

③ 2歳児（保育園・認定こども園）

《実績》

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
町内 在住者	町内施設	人	19	21	24	14	24
	町外施設	人	0	0	2	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	19	21	26	14	24

《量の見込み》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内 在住者	町内施設	人	20	17	12	15	15
	町外施設	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
計		人	20	17	12	15	15

《確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町内 在住者	町内施設	人	24	24	24	24	24
	町外施設	人	0	0	0	0	0
町外在住者		人	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり 保育※		人	0	0	0	0	0
計		人	24	24	24	24	24

※幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、幼稚園における長時間預かり運営費支援事業

④ 3歳未満児の保育利用率

《3歳未満児の保育利用率》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数	人	47	46	48	45	43
保育児童数	人	47	39	37	40	40
保育利用率	%	100.0	84.7	77.0	88.8	93.0

《事業実施に対する考え方》

- 3号認定については、基本的に本町の保育園での受入を行いますが、地域型保育事業所等の町外施設利用を希望する方は広域利用で対応します。
- 3号認定は、保育需要に対応した定員数の確保を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 ※令和5年度までは 母子保健型	箇所	1	1	1	1	1

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

《事業実施に対する考え方》

○こども家庭センターで実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人回	3,950	3,766	2,335	3,551	3,285

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人回	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人回	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

《事業実施に対する考え方》

○既存の子育て支援センターにて実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査により健康状態の把握、検査、保健指導を実施します。母子健康手帳交付時に妊娠健康診査受診票を交付します。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人回	269	290	246	152	163

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	160	160	160	160	160

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	160	160	160	160	160

《事業実施に対する考え方》

○町で委託する医療機関で実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	16	28	17	21	11

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	16	15	14	13	13

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	16	15	14	13	13

《事業実施に対する考え方》

○健康福祉課の保健師等が実施します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	1	5	3	3	3

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	3	3	3	3	3

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	3	3	3	3	3

《事業実施に対する考え方》

○健康福祉課の保健師等が実施します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童が、児童養護施設等を利用する事業です。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「不定期な事業の利用意向」によると、「夜間養護等事業：トワイライトステイ」が2%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「家族以外に預ける場合に利用したい場所」によると、「夜間養護等事業：トワイライトステイ」が3%となっています。

《実績》

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	施設数	箇所	1	1	2	2	2
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
トワイライトステイ	施設数	箇所	1	1	2	2	2
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0

《量の見込み》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5

《確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	施設数	箇所	2	2	2	2	2
	延べ利用者数	人日	5	5	5	5	5

《事業実施に対する考え方》

○町内に該当施設がないため、町外の児童養護施設等に委託し実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「不定期な事業の利用意向」によると、「ファミリー・サポート・センター」が13%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「家族以外に預ける場合に利用したい場所」によると、「ファミリー・サポート・センター」が7%となっています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人日	2	2	13	2	8

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	10	10	10	10	10

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	10	10	10	10	10

《事業実施に対する考え方》

○既存の子育て支援センターにて実施します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間を主として、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「不定期な事業の利用意向」によると、「一時預かり」が30%、「幼稚園の預かり保育」が7%となっています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での一時預かり延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
その他の一時預かり延べ利用者数	人日	42	49	99	220	141

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園での一時預かり延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
その他の一時預かり延べ利用者数	人日	150	140	140	140	140

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園での一時預かり延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
その他の一時預かり延べ利用者数	人日	150	140	140	140	140

《事業実施に対する考え方》

○町内に幼稚園がないため、幼稚園での一時預かりの見込みはありません。2号認定についても既存の保育園にて通年で受入を実施しているため、恒常的な一時保育の見込みはありません。

○その他の一時預かりとして、3歳未満児を対象に既存の保育園で受入を実施します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	123	118	117	122	121

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	111	100	98	85	82

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	111	100	98	85	82

《事業実施に対する考え方》

○既存の保育園にて実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

ニーズ調査の「病気やけがの際の対応」によると、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が就学前児童では19%、小学生児童では7%となっています。

《実績》

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児対応	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	-	14	12	23	10
体調不良時対応	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	192	331	318	427	433
非施設型	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0

《量の見込み》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児対応	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	25	25	25	25	25
体調不良時対応	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	450	450	450	450	450
非施設型	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0

《確保方策》

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児対応	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	25	25	25	25	25
体調不良時対応	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	450	450	450	450	450
非施設型	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

- 既存の保育園において、看護師が常駐しているので、保育中の体調不良児を保護者が迎えに来るまで安静に預かります。
- 病児・病後児保育施設の広域利用を実施しており、町外の施設を利用できるよう体制を維持します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

ニーズ調査結果（就学前児童）の「（学校就学後の放課後の）利用希望場所」によると、「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」が52%となっています。

ニーズ調査結果（小学生児童）の「放課後の時間を過ごさせたい場所」によると、「放課後児童クラブ」が「低学年」では26%、「高学年」では13%となっています。

《実績》

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	人	15	19	18	16	14
小学2年生	人	15	13	17	18	17
小学3年生	人	20	15	11	14	15
小学4年生	人	8	13	15	5	10
小学5年生	人	3	4	7	10	4
小学6年生	人	3	2	2	1	6
合計	人	64	66	70	64	66

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	15	16	17	17	17
小学2年生	人	11	15	16	17	17
小学3年生	人	15	11	15	16	17
小学4年生	人	12	14	9	10	10
小学5年生	人	7	7	7	5	5
小学6年生	人	1	2	2	2	2
合計	人	61	65	66	67	68

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	15	16	17	17	17
小学2年生	人	11	15	16	17	17
小学3年生	人	15	11	15	16	17
小学4年生	人	12	14	9	10	10
小学5年生	人	7	7	7	5	5
小学6年生	人	1	2	2	2	2
合計	人	61	65	66	67	68

《事業実施に対する考え方》

- 現在3小学校区となっていますが、町内に1クラブで全学区からの受入を行っています。放課後子ども教室とも連携を図りながら、今後も町内1クラブで全学区から受入を行います。
- 遠方からの通所手段の確保を図ります。
- 今後創設される義務教育学校に放課後児童クラブを併設し、ニーズに応えられる環境を整備します。

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

《事業実施に対する考え方》

- 現時点では事業を実施しない予定ですが、今後の要望等を勘案し、事業実施を検討します。

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

《事業実施に対する考え方》

○旧制度においても、実費徴収分については保護者負担としており、新制度においても、現状どおり保護者負担とし、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後の要望等を勘案し、事業実施を検討します。

(14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

《事業実施に対する考え方》

○教育・保育施設の提供体制が確保できているため、新規参入を促進する必要が認められないことから、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後、多様なニーズが拡大した場合には、事業実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。本町では令和6年度から実施しており、実績は3人日です。

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	36	36	36	36	36

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人日	36	36	36	36	36

《事業実施に対する考え方》

○町内の社会福祉法人等に委託し実施します。

(16) 児童育成支援拠点事業

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を実施する事業です。

《事業実施に対する考え方》

○現時点では事業を実施していません。今後の要望等を勘案し、事業実施を検討します。

(17) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施する事業です。

《事業実施に対する考え方》

○現時点では事業を実施していません。今後の要望等を勘案し、事業実施を検討します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。本町では令和6年度から実施しており、実績は66回です。

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センターへの相談回数	回	80	80	80	80	80

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センターへの相談回数	回	80	80	80	80	80

《事業実施に対する考え方》

○健康福祉課の保健師等が実施します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

新たに創設される事業で、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人日	0	72	72	72	72

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人日	0	72	72	72	72

《事業実施に対する考え方》

○令和8年4月から既存の保育園にて実施します。

(20) 産後ケア事業

産婦が安心して子育てができるよう、退院直後の産婦及びその乳児に対し、心身のケア、育児支援等を行う事業です。本町では令和6年度から実施しており、実績は短期入所型が3人日、通所型が2人日です。

《量の見込み》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所型 延べ利用者数	人日	7	7	7	7	7
通所型 延べ利用者数	人日	7	7	7	7	7
居宅訪問型 延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
合計	人日	14	14	14	14	14

《確保方策》

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所型 延べ利用者数	人日	7	7	7	7	7
通所型 延べ利用者数	人日	7	7	7	7	7
居宅訪問型 延べ利用者数	人日	0	0	0	0	0
合計	人日	14	14	14	14	14

《事業実施に対する考え方》

〇実施にあたる際は、町は県と連携を図るとともに、必要に応じて医療体制との連携を図るよう努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。これは、従来から「子どものための教育・保育給付」の給付対象とされていた新制度幼稚園、認可保育所等に通う子どもに加え、確認を受けない幼稚園や認可外保育施設等に通う子どもの施設利用料に対する給付制度として設けられたものです。

この給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、施設の要望も考慮しつつ給付方法を検討し、継続して公正かつ適正な給付を行います。

6 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況によらず子どもを受け入れる施設であり、国においても、普及に向けた取組が進められています。

本町においては、町立保育園1施設で子どもの受入を行っており、現状で認定こども園へ移行をしなくとも、保育ニーズの受け皿になっていると考えていますが、今後の状況を見極めながら、適切に対応します。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに質の高い教育・保育を提供するために各種施策を検討し実施します。

障がいのある子どもをはじめとしたすべての子どもたちに、発達に応じた質の高い教育・保育の提供ができるよう努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方とその推進方策

すべての子どもの家庭や状況に応じ、妊娠期から切れ目のない支援が受けられるよう健やかな育ちを支援し、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 保育園及び小学校並びに中学校の連携の推進

保育園及び小学校並びに中学校の間で、子どもの発達等についての情報提供や連携体制の強化に努めます。

第6章 計画の推進及び評価

1 計画の推進

本計画は、朝日町における子育て支援の基本計画であり、その内容は福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたります。

このため、行政内部においては業務所管課のみの展開ではなく、子育て支援という広い視点から事業を進めていく必要があります。

また、計画の基本理念を達成するためには、行政の施策だけでは十分ではありません。地域社会全体において子どもや子育て家庭を見守る様々な立場で、子育て支援の理念に理解を深め、それぞれの役割を实践されることも求められています。

行政内部の連携はもちろんですが、関係機関や団体、地域との連携も密にし、町全体として総合的かつ効果的な事業展開を行いながら、本計画を推進します。

(1) 行政の役割

○庁内各課はもとより、家庭や保育園、学校、地域や企業等と連携しながら総合的に施策を推進します。

○民間の団体等が行う自主的な子育て支援の取組を支援します。

○子育てに関する町民のニーズを把握し、子育て支援の取組に活かします。

(2) 家庭の役割

○子どもの人権を尊重し、親子のふれあいの中で子どもを育てます。

○父親が積極的に家事や子育てに関わり、男女が協力して家庭を築きます。

○日常生活の中で、基本的な生活習慣や社会的な規範や礼儀作法を教えます。

○自然体験、世代間のふれあい、スポーツ活動など様々な体験の機会を与えます。

(3) 保育園・学校の役割

○子どもの個性を尊重しながら、健やかな身体、豊かな心、学力を育みます。

○家庭や地域との連携を深め、次代の人材を育成します。

(4) 地域の役割

○地域の宝である子どもたちに注目し、大人たちが見守る地域をつくります。

○近隣でお互いに助け合える人間関係づくりに努めます。

○子どもを取り巻く環境に目を配り、環境を良くする取組を行います。

○家庭、学校や行政と連携しながら、子どもたちに多様な生活体験とふれあいを提供するなど、人材や機能を活用した支援を行います。

(5) 企業や職場の役割

○子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう、制度や職場環境の面で支援します。

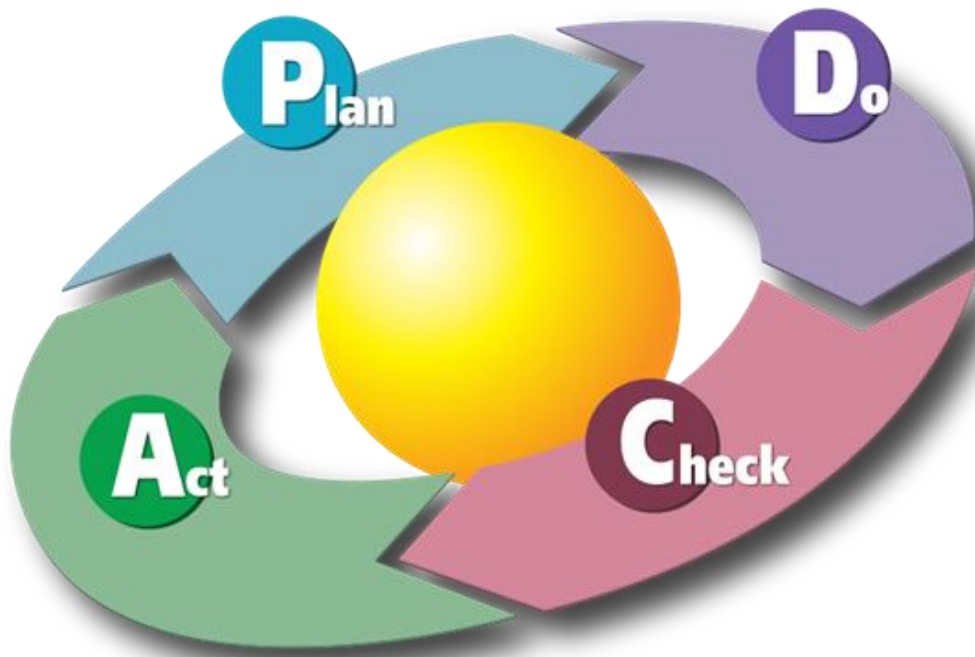
○次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定とその実行に努めます。

2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、教育文化課、健康福祉課が事務局となり「朝日町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認・評価し、今後の対策を講じます。

また、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒業務進行管理（Check）⇒改善（Action）」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、計画の達成を目指します。

＜PDCAサイクルの概念図＞



資料

1 朝日町子ども・子育て会議について

日程	協議事項
令和7年2月17日	・朝日町子ども・子育て会議の概要 ・ニーズ調査の結果について ・第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	地 区	備 考
1	大井 恵子	本町	
2	菅井 弓子	宿	
3	松尾 和美	緑町	
4	海野 裕喜	送橋	
5	古田 雅子	八ツ沼	
6	遠藤 翔	栗木沢	

[順不同、敬称略]

《 事務局 》

	氏 名	課 名	職 名
1	堀 俊一		教育長
2	伊藤 淳	教育文化課	課長
3	高橋 昭彦	教育文化課	主幹兼指導主事
4	白田 淳	教育文化課	生涯学習係長
5	畑 英俊	健康福祉課	課長
6	佐竹 律	健康福祉課	課長補佐兼統括支援員
7	阿部 拓也	健康福祉課	子育て支援係長

第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～11年度

発行日 令和7年3月
発行・編集 朝日町 健康福祉課

〒990-1442
山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地
TEL 0237-84-7755
FAX 0237-67-2117
